第２章　災害予防計画

第２章　災害予防計画

第１節　防災知識普及計画

第１　基本方針

防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及と徹底を図る。

なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。

また、被災時の男女のニーズの違いなど男女双方及び性的マイノリティ（ＬＧＢＴ等）の視点にも配慮する。

第２　防災知識の普及

１　防災知識を普及するための計画作成

防災関係機関は、その掌握する防災業務に関する事項について、毎年、年度当初において防災知識を普及するため計画を作成し、その積極的な実施を図る。

２　職員に対する防災教育

(1)　防災関係機関は、職員に対し、災害時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会、検討会等を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及の徹底を図る。

(2)　防災教育は、次の事項に重点を置いて実施する。

ア　防災対策関係法令
イ　防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
ウ　災害に関する基礎知識
エ　災害を防止するための技術
オ　住民に対する防災知識の普及方法
カ　災害時における配備体制、業務分担の確認

３　住民等に対する防災知識の普及

(1)　被害防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自ら守る」という意識を持ち自らの判断でタイミングを逃すことなく適切な避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。

(2)　防災関係機関は、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、次の方法等を利用して、住民等に対する防災知識の普及に努める。

ア　講習会、研修会、講演会、展示会等の開催
イ　インターネット及び広報紙の活用
ウ　起震車等による災害の疑似体験
エ　新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
オ　防災関係資料の作成及び配布
カ　防災映画、ビデオ、スライド等の制作、上映及び貸出し
キ　自主防災活動に対する指導

(3)　防災知識の普及活動は、次の事項に重点をおいて実施する。

ア　町計画及び各防災関係機関の防災体制の概要
イ　気象警報、避難指示等の意味及び内容
ウ　平常時における心得

(ｱ)　地域の危険箇所や指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅・ホテル・旅館などの避難場所、避難道路等を確認する。

(ｲ)　他地域を訪問する予定がある場合は、あらかじめ当該市町村の避難計画を確認する。

(ｳ)　３日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱・お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。
(ｴ)　いざというときの対処方法を検討する。
(ｵ)　防災訓練等へ積極的に参加する。
(ｶ)　災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。
(ｷ)　愛玩動物との同行避難や指定避難所での飼養の方法を決めておく。
(ｸ)　保険、共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。
(ｹ)　広域避難の実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を確認する。

エ　災害時における心得及び避難誘導
(ｱ)　所在(居住又は滞在)する自治体等から災害情報や避難情報を収集する。
(ｲ)　所在(居住又は滞在)する自治体による防災対策に従う。
オ　心肺蘇生法、止血法等の応急措置
カ　電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等
キ　災害危険箇所に関する知識
ク　過去における主な災害事例
ケ　災害に関する基礎知識

(4)　防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による支援物資を送ることは被災地方公共団体等の負担となることから、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その普及に努める。
(5)　防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
(6)　町は、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないように、暴力の防止に向けた教育・啓発の促進に努める。

4　児童、生徒等に対する教育
(1)　町は、児童、生徒等に対し、防災教育を実施するとともに、教職員、保護者等に対し、災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図る。また、生涯学習活動などにおいても、防災教育の実施とその充実を図る。
(2)　地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材(副読本)の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
(3)　町は、学校において消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育が推進されるよう努めるものとする。

5　防災文化の継承
(1)　防災関係機関等は、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、災害の経験や教訓を次世代に継承し、防災を文化にまで昇華し、「防災文化」として将来に活かすことにより、地域防災力の向上を図る。
(2)　防災関係機関等は、災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、災害に関する資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。
(3)　住民等は、自らの災害の経験や教訓を次世代に継承するよう努め、防災関係機関等は各

種資料の活用等により、これを支援する。

6　国際的な情報発信

防災関係機関等は、災害対応の経験から得られた知見や教訓を、国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努める。

7　防災と福祉の連携

防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・地域障がい者支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者や障がい者（児）の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

8　専門家の活用

各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害･土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

第２節　地域防災活動活性化計画

第１　基本方針

１　町は、地域住民が「自分たちの地域は、自分たちで守る」という、自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の育成、強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

２　町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進する。

３　町は、町内の一定の地区内の住民等から町防災計画に地区防災計画を位置づけるよう提案を受けたときは、その必要性を判断した上で町防災計画に地区防災計画を定める。

第２　自主防災組織の育成強化

１　自主防災組織の結成促進及び育成

(1)　町は、町内会、自治会等の既存の地域コミュニティを中心として、防災活動を自主的かつ組織的に実施する自主防災組織の結成を促進し、その育成に努める。

(2)　町は、防災士やその他防災に関する知識を有するものと連携しながら、研修会、講習会等の開催等を通じて、自主防災活動の地域リーダーの育成に努める。

(3)　町は、自主防災組織の結成及び自主防災活動に必要な防災用資機材等の整備を促進するため、必要な指導、援助を行う。

〔資料編　２－２－１　自主防災組織一覧表〕

２　自主防災組織の活動

町は、自主防災組織が効果的な活動を行えるよう、あらかじめ自主防災組織が実施する業務を定め、平常時及び災害時に分担する任務を、班編成等により明確にする。

(1)　平常時の活動

ア　防災知識の普及
イ　消火訓練、避難訓練、避難所運営訓練その他防災訓練の実施
ウ　情報の収集、伝達体制の確立
エ　家庭及び地域の火気使用設備、器具等の点検
オ　防災用資機材等の備蓄及び管理
カ　地域の危険箇所や避難場所等の把握、発災時における地域内での連絡体制の構築

(2)　災害時の活動

ア　安否確認及び避難誘導
イ　出火防止及び初期消火
ウ　住民に対する避難指示等の伝達及び確認
エ　地域内の被害状況等の情報収集
オ　救出、救護活動の実施及び協力
カ　炊き出し及び救援物資の配分等避難所運営に対する協力

第３　消防団の活性化

町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進し、その育成を図るため、地域住民の理解、支援、協力及び参加を得ながら、次の事業等を積極的に推進する。

(1)　「消防団活性化総合計画」の策定
(2)　消防団の施設・設備の充実強化
(3)　消防団の教育訓練の充実強化
(4)　報酬・出動手当の引き上げ、表彰制度充実等による処遇改善
(5)　競技会、行事等の開催
(6)　青年層・女性層の消防団員への参加促進
(7)　ＯＢ団員等の参加促進
(8)　地域防災と消防団活動に関する広報活動及び企業等への協力要請

第４　住民等による地区内の防災活動の推進

１　町の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、町の防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自主的な防災活動の推進に努める。

２　町の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、計画提案を行う等、町と連携する。

３　町は、計画提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、紫波町地域防災計画に地区防災計画を定める。

４　町は計画提案の制度について、その普及に努める。

５　町は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

〔災害時における自主防災組織の活動例（イメージ図）〕

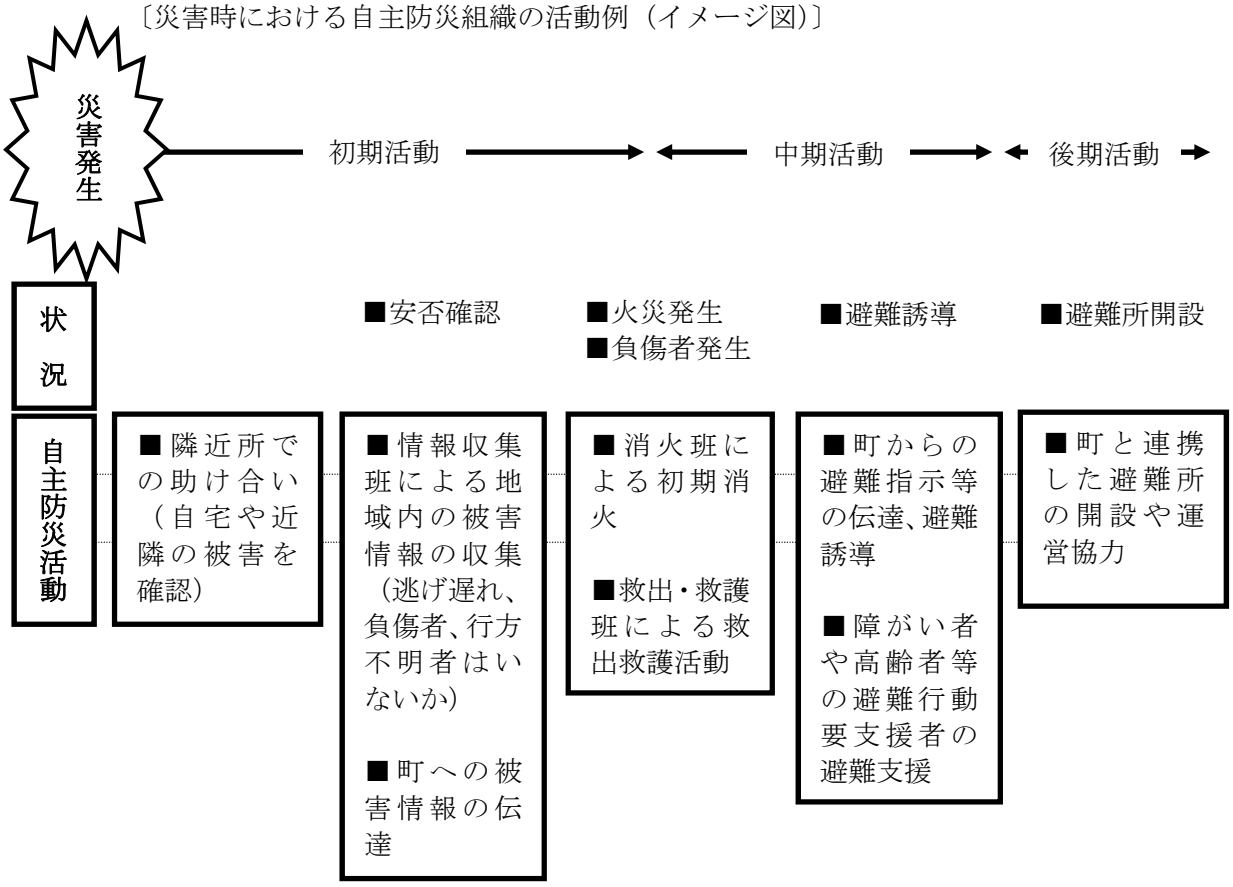

第３節　防災訓練計画

第１　基本方針

防災関係機関は、災害時における防災活動を円滑に実施するため、業務に応じた防災訓練を単独又は合同で、震災を含めた各種の訓練を計画的に実施する。

１　職員の防災に対する実務の習熟と実践的能力のかん養
２　防災関係機関相互の協力体制の確立
３　地域住民等に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

第２　実施要領

１　実施方法

(1)　防災訓練は、災害対策基本法に基づき、防災関係機関に広く参加を呼びかけ、訓練目的を明確にした上で実施するとともに訓練結果の成果及び課題を明らかにしてその改善に努める。

(2)　防災訓練は、図上訓練又は実動訓練により実施し、地域において発生する可能性の高い複合災害を想定するなど、具体的な災害想定に基づくよう実践的な内容とするよう努める。

ア　図上訓練は、机上の図面や通信手段を用い、各々の対策要員が災害発生時の活動要領を確認、検証するために実施する。

イ　実動訓練は、防災対策用資機材を用い、各々の対策要員が防災関係機関と連携のもと実動により防災活動に習熟するため実施する。

(3)　訓練区分は、次のとおりとする。

ア　単独訓練

防災関係機関等は、その所掌する事務又は業務に関連した訓練を行う。

イ　合同訓練

防災関係機関等は、具体的な災害の想定に基づき、訓練種目を設定して、図上又は実地の合同で訓練を行う。

ウ　総合防災訓練

防災関係機関は、地震等による大規模災害の発生を想定し、自衛隊等の関係機関、地域住民等と一体となり、総合防災訓練を実施する。

(4)　訓練項目は、次のとおりとする。

ア　災害対策本部訓練
(ｱ)　災害対策本部設置運営訓練
(ｲ)　職員非常招集訓練
(ｳ)　現地災害対策本部設置運営訓練
(ｴ)　災害情報収集伝達訓練
(ｵ)　その他必要な訓練

イ　応援要請訓練
(ｱ)　自衛隊災害派遣
(ｲ)　その他必要な訓練

ウ　通信情報連絡訓練

エ　施設復旧訓練
(ｱ)　上下水道施設復旧訓練
(ｲ)　応急給水訓練
(ｳ)　道路復旧、障害物排除訓練
(ｴ)　電気、通信、ガス施設等復旧訓練
(ｵ)　その他必要な訓練

オ　救援救護訓練
(ｱ)　救助救出訓練
(ｲ)　医療救護訓練
(ｳ)　緊急物資輸送訓練
(ｴ)　応急食料炊出訓練
(ｵ)　ボランティア受入訓練
(ｶ)　その他必要な訓練
カ　火災防御訓練
キ　水防訓練
ク　住民参加訓練
(ｱ)　初期消火訓練
(ｲ)　避難訓練
(ｳ)　応急手当訓練
(ｴ)　その他必要な訓練

(5)　震災に関する訓練において留意すべき事項

震災に関する訓練の実施に当たっては、次の事項に留意して実施する。

ア　通信情報連絡訓練

震災により通常の通信手段が途絶した場合を想定し、防災行政情報通信ネットワーク、衛星携帯電話及びアマチュア無線等を活用した通信訓練を実施すること。

イ　職員非常招集訓練

震災により通常の交通手段が途絶した場合を想定し、通常参集ルートの変更等による非常参集訓練等を実施すること。

ウ　消火訓練

震災により消火栓の使用が不可能となった場合等を想定し、自然水利等その他の水利を用いた消火訓練を実施すること。

エ　救出・救助訓練

震災により家屋が倒壊した場合を想定し、負傷者の救出・救助訓練を実施すること。

オ　施設復旧訓練

震災によりライフライン機能が途絶した場合を想定し、これらの施設の応急復旧訓練を実施すること。

２　実施に当たって留意すべき事項

訓練の企画及び実施にあったては、次の事項に留意する。

(1)　地域の実情を踏まえた災害想定

訓練の実施にあたっては、ハザードマップや被害想定を活用するなど、地域の置かれている地勢的な条件や過去の災害履歴等を考慮し、より実践的な災害想定を行う。

(2)　広域的な訓練の実施

ア　国および地方公共団体は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

イ　広域応援態勢の確立を図るため、県域を越えた近隣県や、管外の消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、広域応援協定等に基づく広域応援養成訓練その他の各種訓練を実施する。

(3)　地域住民、教育機関等の参加促進

訓練の実施に当たっては、自主防災組織、ＮＰＯ・ボランティア等、民間企業等各種団体に参加を呼びかけ､また、地域住民主体による訓練の促進、自主防災組織の結成及び育成等を推進するため、地域住民の積極的な参加を得て実施する。

また、児童・生徒の参加は防災意識・教育上の地域への普及の核心となることから、管内の幼稚園、保育所、小中学校、高等学校等の参加を得る。

(4)　主要防災関係機関の参加

防災関係機関の緊密な協力体制を確立するため、防災関係機関の参加を得て各種訓練を

実施すること。

(5)　各種訓練の有機的な連携

有事の際の実際的な対応を想定し、関係機関が自己の所有する専用車両、資機材を有効に活用し合同、あるいは各訓練が有機的に連携した訓練を実施する。

第４節　気象業務整備計画

第１　基本方針

災害による被害の防止･軽減を目的として、災害に結びつく自然現象の状況の的確な把握、防災気象情報の質的向上を図るとともに、防災関係機関や報道機関を通じて住民に適時・適切に防災気象情報を提供する体制を整備する。

第２　気象業務の実施体制の整備

１　観測施設の整備・維持及び観測資料等の収集・整理

機関名	整備等内容
盛岡地方気象台	・災害発生時等において防災気象情報を補完するための資料を防災関係機関へ適時・適切に提供する。 ・過去の観測資料等の収集・整理、データベース化を図る。 ・県等が防災対策を講ずることを目的として観測施設を設置する場合の必要な技術的協力を行う。

２　情報処理・通信システムの整備充実

(1)　気象官署

盛岡地方気象台

(2)　地域気象観測システム(アメダス)

施設名	箇所数	設置場所	備考
地域気象観測所	1	紫波町稲藤字七郷地内	気温、風向、風速、日照、降水量を観測。気象衛星等のデータを基にした日照時間の推定値を提供。

(3)　地域気象観測システム

施設名	設置場所	備考
紫波地域農業気象協議会気象観測所	紫波町升沢字田屋 25	天気、気温、相対湿度、気圧、風向、風速、日照、降水量、降水強度、連続雨量、実効雨量、感雨、暑さ指数を観測
	紫波町平沢字滝名川 216	
	紫波町佐比内字舘前 106-1	
	紫波町赤沢字蕨田 46	

(4)　紫波町設置気象観測システム（ポテカ）

施設名	設置場所	備考
多目的スポーツ施設サン・ビレッジ紫波	紫波町紫波中央駅前二丁目 1-1	天気、気温、相対湿度、気圧、風向、風速、日照、降水量、降水強度、連続雨量、実効雨量、感雨、暑さ指数を観測
漆立公民館	紫波町片寄字漆立 287	
彦部公民館	紫波町彦部字梅ノ木 68-1	
船久保公民館	紫波町船久保字小屋敷 84-7	
長岡公民館	紫波町東長岡字竹洞 38-1	

(5)　気象庁以外の地震観測施設

施設名	箇所数	設置場所
震度観測点	1	紫波町役場

第３　情報の提供

機関名	整備等内容
気象庁	・防災関係機関が迅速に防災活動を実施できるよう、防災気象情報を適時・的確に発表及び報道機関の協力を得て住民に周知する。

第４　防災に関する知識の普及啓発の実施

機関名	普及・啓発内容
盛岡地方気象台	・住民の防災気象情報への理解を促進するため、関係機関との協力のもと、防災気象情報の活用能力の向上を含めた防災知識の普及啓発等を図り、住民の防災活動を促進する。 １　平常時からパンフレットや映像教材等の広報資料の作成、ホームページの活用、講演会の開催、講師の派遣などにより防災知識の普及啓発、防災気象情報の利活用の促進等を図る。 ２　要配慮者や一時滞在者に十分配慮した防災気象情報の提供に努める。 ３　災害に関する調査結果等を活用し、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第５節　通信確保計画

第１　基本方針

１　防災関係機関は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。

２　防災関係機関は、災害時においても通信が途絶しないよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。

また、通信施設等が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。

３　情報通信技術の発達を踏まえ、ＡＩ、ＩoＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳなど、ＩＣＴの防災施策への積極的な活用が必要である。

４　国、地方公共団体、電気通信事業者等は、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、ＴＶケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図るものとする。

第２　通信施設の整備等

１　町は、防災行政情報通信ネットワークの関連施設の耐震化を図る。

２　防災相互通信用無線の整備

町は、大規模な災害が発生した場合において、警察、消防等の防災関係機関が協力して、災害時の活動を円滑に行うことができるよう、これらの防災関係機関相互で共通運用する無線として、防災相互通信用無線の整備に努める。

３　その他の通信施設

(1)　防災関係機関は、気象予報・警報等の伝達、災害情報収集等のため、防災関係機関の内部及び相互間の通信施設・設備の整備を図るとともに、その運用、輸送体制等の整備に努める。

(2)　防災関係機関は、災害時における円滑な情報の収集及び連絡を実施するため、専用通信施設（災害時優先電話を含む。）、コンピュータ等に係る非常電源設備の整備とその燃料の備蓄及び通信手段の複線化及び耐震化に努める。

(3)　防災関係機関は、情報通信関係施設の災害に対する安全性を確保するため、定期的に点検を実施する。

４　非常・緊急通話用電話の指定

防災関係機関は、災害によるふくそう時（1か所に集中し混雑する様態）においても通信を確保するため、あらかじめ通信事業者に非常・緊急通話用の電話番号を申請し、承認を受ける。

５　通信手段の確保・運用等

(1)　防災関係機関は、災害時における通信回線のふくそう及び混信、通信施設・設備の損壊に際しても、通信を確保できるよう、あらかじめ、災害応急対策に必要な通信機器の需要動向等を踏まえ、効果的な通信手段の確保・運用、通信施設等の応急復旧に必要な資機材及び要員の確保等に努める。

(2)　衛星携帯電話による通信を含めた複数の通信手段について定期的な訓練等の実施、防災関係機関間の衛星携帯を含む電話番号情報の共有に努める。

第６節　避難対策計画

第１　基本方針

１　町は、火災、水害、地震等の災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路の整備を進めるとともに、住民への周知徹底を図る。

２　学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、その周知徹底を図る。

３　住民は、災害時に的確な避難行動がとれるよう平常時から災害に対する備えに努める。

４　大規模災害時等に、町外からの避難者に対する避難施設をあらかじめ選定するとともに、受け入れ態勢を整備する。

５　町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第２　避難計画の作成

１　避難計画

(1)　町は、指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）及び指定避難所（以下「避難所」という。）（以下「避難場所等」と総称する。）として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議し、次の事項を内容とした避難計画を作成する。

ア　高齢者等避難（高齢者等の避難行動要支援者等に対して避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の一般住民に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかけるもの）、避難指示、緊急安全確保の発令基準、発令区域、タイミング及び伝達方法	
イ　避難場所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口	
ウ　避難場所等への経路及び誘導方法	
エ　避難場所等の管理	(ｱ)　管理責任者 (ｲ)　管理運営体制 (ｳ)　職員の動員体制及び運営スタッフの確保 (ｴ)　災害対策本部及び各避難所等との連絡手段 (ｵ)　食料、生活必需品等の物資の備蓄、調達方法 (ｶ)　電気、ガス、水道等が損壊した場合の復旧方法 (ｷ)　医療機関との連携方法 (ｸ)　避難収容中の秩序維持 (ｹ)　避難者に対する災害情報の伝達 (ｺ)　避難者に対する応急対策の実施状況の周知徹底 (ｻ)　避難者に対する各種相談業務 (ｼ)　避難者に対するプライバシーの配慮 (ｽ)　自主避難者に対する各避難所の随時解放体制 (ｾ)　新型インフルエンザ等拡大防止の徹底
オ　避難場所等の整備	(ｱ)　収容施設(耐震強化、設備・機器の整備、非常用電源の確保､資機材の整備、生活必需品等の備蓄等) (ｲ)　給水施設 (ｳ)　給食施設 (ｴ)　情報伝達施設

カ　避難者に対する救援・救護措置	(ｱ)　給　水 (ｲ)　給　食 (ｳ)　空　調 (ｴ)　医療･衛生･こころのケア (ｵ)　生活必需品の支給 (ｶ)　その他必要な措置
キ　避難行動要支援者に対する救援措置	(ｱ)　情報の伝達 (ｲ)　避難の誘導及び避難の確認 (ｳ)　避難場所等における配慮 (ｴ)　平常時からの関係機関による避難行動要支援者情報の収集・共有 (ｵ)　避難支援プラン（全体計画、個別計画）の策定 (ｶ)　福祉避難所として社会福祉施設等を指定・協定締結 (ｷ)　避難場所から避難所への移送手段
ク　住民に対する広報	(ｱ)　避難場所等標示板の整備 (ｲ)　防災マップの配布
ケ　避難訓練	

(2)　避難計画作成に当たっては、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することも考慮するよう努める。また、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織及び平常時から避難行動要支援者と接している紫波町社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者等と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者情報の共有や、支援員をあらかじめ明確にするなど避難誘導が迅速に行われるよう特に配慮する。さらに、避難誘導体制の整備に当たっては、木造住宅密集地域における大規模な火災の発生など、二次災害の発生も考慮する。

(3)　「避難情報に関するガイドライン」を参考に高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）の具体的な発令基準を策定し、紫波町地域防災計画に明記するとともに、その内容について避難計画とあわせて住民に周知する。また、災害が発生する危険が高くなっている地域に対して避難指示等を適切に発令することが出来るよう、具体的な避難指示等の発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。

(4)　避難計画に盛り込む避難指示等の発令基準は、地域の特性等を踏まえつつ、気象警報等の内容に応じたものとし、その策定又は見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、当該情報等を取り扱う国及び県との連携に努める。

(5)　避難計画策定に当たっては、災害発生時における児童、生徒、園児の安全な避難のため、学校、幼稚園、保育所等との連絡体制の構築に努める。

(6)　避難計画作成に当たっては夜間等様々な条件を考慮するとともに、避難支援等実施者（消防団、自主防災組織、民生児童委員、社会福祉施設職員等の者であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保策を定める。

(7)　避難手段は、原則として徒歩によるものとする。ただし、避難所までの距離や避難行動要支援者の存在など地域の実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するための方策を定める。

(8)　避難計画の作成に当たっては、避難指示等を発令する際に国又は県に対して助言を求めることができるよう、連絡調整窓口の確認等、必要な準備を整える。

(9)　避難計画の周知を行うため、防災訓練の実施及びハザードマップの作成・配布等を行うよう努める。なお、ハザードマップの作成に当たっては河川近傍や浸水想定区域について

は「早期立退き避難が必要な区域」として明示することに努め、住民等の参加も考慮する。

(10)　洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国土交通省、気象庁及び県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

２　学校、医療機関、社会福祉施設等における避難計画

(1)　学校、医療機関、社会福祉施設、事業所等の多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速かつ確実に行うため、避難計画を作成し、関係職員等に周知を図る。

(2)　施設の管理者は、町、警察機関、消防機関等と密接な連携を図るとともに、避難訓練の実施等により、避難体制の確立に万全を期する。

(3)　浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、防災計画に名称及び所在地を定められた学校、医療機関、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を含めた水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保計画を関係機関の協力を得て作成し、これを町長に報告するとともに，計画に基づき，避難誘導等の訓練を実施する。

(4)　要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

(5)　学校、幼稚園、保育所等においては、児童、園児及び生徒を集団的に避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法、指示伝達方法等のほか、災害発生時における児童等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定める。

(6)　医療機関においては、患者を他の医療機関等に集団的に避難させる場合に備えて、移送可能施設の把握、移送方法、入院患者に対する保健衛生の実施方法等を定める。

３　避難行動要支援者避難計画

(1)　町は、民生児童委員等と協力のうえ、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しながら、避難行動要支援者の所在等の把握に努める。

(2)　町は、避難行動要支援者の避難が円滑に行われるよう、自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

４　広域避難及び広域一時滞在

(1)　町は、災害が発生するおそれがあり自らの区域内で、住民等の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、住民等の県内他市町村へ又は他都道府県への避難（以下「広域避難」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の準備に努める。

(2)　町は災害が発生し、自らの区域内で避難者の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、避難者の県内他市町村又は他の都道府県への一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル

の整備に努める。

(3)　町は広域避難又は広域一時滞在の受入れ（他都道府県からの受入れを含む、「広域避難等」という。）を想定し、受け入れるべき施設をあらかじめ定めるなど、具体的な受入れ方法等を定めたマニュアル等の整備に努める。

第３　避難場所等の整備等

１　避難場所等の整備

(1)　避難場所等の確保

避難場所等の確保は、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、地区ごとに避難場所等を指定するとともに整備に努める。

この際、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、避難場所等の指定について、必要に応じて随時見直しを行う。

(2)　町は、避難場所等を指定する際は、広域避難等の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者も受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

避難所	ア　被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。 イ　速やかに避難者を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。 ウ　想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。 エ　車両その他運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。 オ　給水、給食施設を有し、又は容易に給水、給食を確保できるものであること。 カ　暖房設備を有し、又は容易に暖房設備を確保できるものであること。 キ　主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの。 ク　避難生活の長期化及び避難者身体の状態等に配慮し、公的住宅、民間アパートなどの確保も考慮すること。
避難場所	ア　火災の延焼によって生じる輻射熱等から避難者の安全を確保できる十分な広さ(おおむね７０ａ以上)を有する公園、緑地、広場、その他の公共空地であること。 イ　がけ崩れ、浸水等の危険がない場所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない場所であること。 ウ　避難者が安全に到達できる避難路と連結されている場所であること。 エ　避難者１人当たりの必要面積をおおむね２㎡以上（新型コロナウイルス感染症に対応する場合、新型コロナウィルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドライン等を参考に設定）とし、対象避難地区すべての住民を(昼間人口を考慮する)を収容できるような場所であること。 オ　避難する際に、できるだけ主要道路、鉄道、河川等を横断する必要がない場所であること。 カ　水害に対する緊急避難場所は、小河川、沢、堰等を渡らない場所で、かつ、滞水により孤立するおそれのない場所であること。

(3)　避難場所等の区分

ア　指定緊急避難場所

災害発生時に住民が一時的に避難する場合の学校の校庭等

〔資料編　２－６－１　指定緊急避難場所一覧表〕

イ　指定避難所
被災者を収容する学校の体育館、地区公民館等
〔資料編　２－６－２　指定避難所一覧表〕

ウ　福祉避難所
介護の必要な高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、病人のうち、特別の配慮を必要とする要配慮者を一時受け入れてケアできる施設を福祉避難所として指定する。
〔資料編　２－６－３　大規模災害時に要配慮者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書一覧表〕
〔資料編　２－６－４　大規模災害時に要配慮者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書一覧表〕

エ　一時避難所
一時的に避難する場所で、行政区（町内会）、自主防災組織等が指定する公園、自治公民館等で自発的に開設し、運営する施設

(4)　指定緊急避難所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを住民等へ周知するよう努める。
(5)　避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
(6)　町は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
(7)　避難所の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とするものに対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源を確保等の必要な配慮をするものとする。
(8)　福祉避難所を指定する場合は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するよう努める。特にも、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
(9)　町は福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に受入れ対象者を特定して公示する。
(10)　町は、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。
(11)　町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。
(12)　町は、、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

(13)　町は、必要に応じて近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

２　避難路の整備等
避難場所等へ通じる避難路は、次の事項に留意し、地域の実情に応じて地区ごとに選定するとともに整備に努める。
(1)　道路付近に延焼の危険のある建物及び危険物施設がないこと。
(2)　落下物、倒壊物による危険など、避難に当たっての障害のおそれのないこと。
(3)　通行不能となった場合の代替経路の確保が可能な道路であること。
(4)　浸水等の危険のない道路であること。
(5)　避難道路は、原則として相互に交差しないこと。
(6)　避難道路の選定に当たっては、避難経路を確保するため、必要に応じ交通規制の実施者と協議の上で交通規制計画を定めること。

３　避難場所等の環境整備

町は、次の事項に留意し、平時から避難場所等の環境の整備を図る。

(1)　住民に各種情報を確実に伝達できるような双方向の通信機材の配備

(2)　非常用電源の配備とその燃料の備蓄

(3)　避難場所等及び周辺道路への案内標識、誘導標識、誘導灯、照明設備、誘導ロープ、照明設備等の設置（避難場所への誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するように努める）

(4)　避難場所等での給水活動を行うためのポンプ、浄水器等必要な資材の整備

(5)　医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備

(6)　毛布及び暖房器具、暖房施設等の整備

(7)　高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した環境の整備

(8)　プライバシーの確保、男女のニーズの違い性的マイノリティ（ＬＧＢＴ等）等男女双方の視点等に配慮した環境の整備

(9)　避難の長期化に応じた入浴及び洗濯等の環境の確保

(10)　感染症拡大防止のための物品整備

(11)　町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

第４　避難所の運営体制等の整備

町は指定避難所を円滑に設置し、及び運営するため、あらかじめ指定避難所の設置及び運営に係るマニュアル等を作成し、訓練を通じて、その内容について住民への普及啓発に努める。この際、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。また新型コロナウイルス感染症拡大を防止する内容もマニュアル等を作成する。

第５　避難行動要支援者名簿

１　町は地域防災計画に基づき、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。なお、従来の要援護者名簿を災害対策基本法第 49 条に基づく、要支援者名簿として位置づけるものとする。

２　町は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難行動要支援者名簿を定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

３　町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を適切に行うため、次の事項を定める。

(1)　避難支援等関係者となる者

行政区長、民生児童委員、消防署、警察署、自主防災組織、消防団、その他福祉関係者等で災害時に支援ができる者。

(2)　避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

ア　75 歳以上の者のみで構成される世帯の者

イ　要介護度３～５の認定を受けた在宅生活者

ウ　視覚・聴覚・肢体の障がい者手帳１級または２級を所有する者

エ　療育手帳Ａを所有する者

オ　その他、支援を必要と判断する者で、家族等の援助が困難で何らかの助けを必要とする者

(3)　名簿の記載事項

氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援を必要とする理由、その他必要な事項

(4)　名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

住民基本台帳、介護認定情報、障害者認定情報、難病者情報、妊産婦情報等の行政情報、民生児童委員等地域からの情報等を関係部署、関係地域から口頭又は書面等で入手する。

(5)　名簿の更新に関する事項

町は最新の情報を開示できるよう、定期的又は随時に情報更新に努める。

この際、本人等に同意の再確認を行う。

(6)　名簿情報の提供に際し情報漏えい防止するための措置

町は、名簿の情報管理部署を一元化し、避難支援等関係者への情報提供、名簿の取扱い等について指導徹底を図る。

(7)　避難行動要支援者が適切に避難を行うための避難指示等の情報伝達上の配慮

町は、高齢者等避難等の早い段階での避難行動の促進及びあらゆる手段を活用した情報伝達に努める。

(8)　避難支援等関係者の安全確保（個別計画の策定）

町は、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた、地域での話し合いや避難誘導等のための行動マニュアル作成の推進を図り、安全に支援ができる環境を醸成する。

４　町は地域防災計画に定める避難支援関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で紫波町個人情報保護条例の範囲内で、避難行動要支援者名簿を提供する。この場合において、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

第６　避難に関する広報

町は、住民が的確な避難行動をとれることができるよう、平常時から、避難場所等を示した防災マップ、広報紙、パンフレット等の活用や講習会、防災訓練の実施、ホームページやアプリケーションなど多様な手段を利用して避難に関する広報活動を行い、住民に対する周知徹底を図る。

避難場所等に関する事項	１　避難場所等の名称及び所在地並びに避難所と避難場所の別 ２　避難場所等への経路 ３　災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方
避難行動に関する事項	１　平常時における避難の心得 ２　避難指示等の用語の意味 ３　避難指示等の伝達方法 ４　避難の方法 ５　避難後の心得
災害に関する事項	１　災害に関する基礎知識 ２　過去の災害の状況

第７　避難訓練の実施

１　町は、災害時に住民が的確な避難行動をとることができるよう意識高揚を図り、避難経路や避難場所を住民自らが実際に確認し、又は避難所の運営訓練を実施することを督励するとともに、防災訓練の一環として、又は単独で定期的に避難訓練を実施する。

２　訓練の実施に当たっては、居住者及び滞在者を含めた避難対象地区のすべての住民が参加するよう配慮する。

第７節　要配慮者の安全確保計画

第１　基本方針

１　町は、警察署、消防署、消防団、自主防災組織、民生児童委員、行政区長、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設及び地域住民等と協働して、要配慮者の安全確保を図るため、要配慮者の情報収集、災害時の伝達及び避難誘導等の体制づくりを支援する。

そのため、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和３年５月改訂）を参考にした避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成を進め、それらを活用して災害時における避難支援を円滑に実施できる体制づくりを進める。

２　町は、要配慮者施設等への情報が確実に伝達されるよう、情報共有の仕組みと情報伝達体制を定めるとともに個別避難計画の作成に努める。また、実際に避難訓練等を行うなど、国、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設設置者等及び地域住民等の協力を得ながら、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。

第２　実施要領

１　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

(1)　町は、民生児童委員等の協力を得て避難行動要支援者に関する情報を平常時から対象者の了承のもとに収集し、避難行動要支援者名簿を整備の上、電子データ、ファイル等で管理、防災関係機関と共有するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対し複数の支援者を定める等、避難支援プランを策定する。

(2)　町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、ＮＰＯ等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

(3)　町は、町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。

(4)　町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、必要な配慮をするものとする。

(5)　町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提として避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(6)　町は、避難行動要支援者情報を掲載した避難行動要支援者マップづくりに取り組む。

(7)　町は、避難行動要支援者情報の収集・共有や個別避難計画の作成について、紫波町社会福祉協議会、民生児童委員、行政区長及び防災関係機関等の理解を深める取組を進める。

(8)　町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(9)　県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

２　災害情報等の伝達体制の整備

(1)　避難行動要支援者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、町は、避難行動要支援者への避難支援対策に対応した高齢者等避難を発令するとともに、消防団・自主防災組織等を通じ、避難行動要支援者及び避難支援者等関係者に対する迅速・確実な伝達体制の整備を行う。
(2)　町は、消防団・自主防災組織等への情報伝達責任者（班）を明確にする。
(3)　消防団・自主防災組織等は、情報伝達網の複数ルート化等に配慮するとともに、福祉・医療関係者と連携し、情報伝達を行う。
(4)　町は、平常時から避難行動要支援者と接している紫波町社会福祉協議会、民生児童委員、介護支援専門員、介護職員等の福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者と連携を深め、これらが構築しているネットワークを情報伝達に活用する。
(5)　町は、要配慮者利用施設の管理者に対し、避難指示等を確実に伝えるための情報伝達体制を整備する。
(6)　町は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。
(7)　町は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

3　避難誘導

町は、避難行動要支援者の避難支援について自助・地域（近隣）の共助を基本として、警察署、消防署、消防団、自主防災組織等と協力し、避難行動要支援者を優先した避難誘導体制（避難支援プラン）の整備を図る。

4　避難生活

(1)　町は、関係機関と連携し、避難所における要支援者支援窓口の設置、保健師等による健康相談、岩手県災害派遣福祉チームの受入など、福祉関係職員等による生活支援体制を整えるとともに、各支援者と緊密な連携が図れるよう支援体制の構築を図る。
(2)　避難所においては、要配慮者の避難状態に応じて、障がい者（オストメイトを含む。）用トイレ及びスロープ等の段差解消設備の速やかな仮設及び福祉施設職員等による応援体制の構築などに努める。

5　社会福祉施設等の安全確保対策

(1)　社会福祉施設等の管理者は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等に努める。
　特に、スロープ等の段差解消設備等を設置し、施設内部や周辺のバリアフリー化に努めるとともに、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資についても配備するよう努める。
(2)　社会福祉施設等の管理者は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、平常時から基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、定期的に防災訓練を実施する。
　また、施設の構造や利用者の心身の特徴を考慮し避難誘導方法を確立し、避難支援計画を策定する。

6　要配慮者に配慮した防災訓練等の実施について

町は、地域において要配慮者を支援する体制を確認するなど、要配慮者に十分配慮しながら防災訓練等の実施に努める。

7　外国人の安全確保対策について

(1)　防災教育、防災訓練の実施

町は、外国人に対し、多言語による防災意識の普及に努める。

防災訓練の実施に際しては、外国人の参加について呼びかける。

なお、外国人を多く就業させている事業所等に対して、防災講習の開催を働きかけるように努める。

(2)　避難計画

町は、第２章第６節第１ に定める避難計画の作成に当たっては、被災地に生活基盤を持ち 、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と 、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ 、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、避難支援体制の整備を行い、避難誘導が迅速に行われるよう配慮する。

また、避難所においても、情報伝達手段の確保等、外国人に配慮した環境の整備を行う。

(3)　情報伝達及び案内標示板等の整備

ア　町は、災害時において外国人が迅速かつ的確に避難することができるよう、多言語ボランティア等の協力を得て、多言語等による避難指示等の伝達手段の確保に努める。また避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、ピクトグラムの活用等によりわかりやすく効果的なものにするとともに、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

イ　町は、国等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

(4)　情報の提供

ア　町は、インターネット等を活用した多言語及びやさしい日本語による災害情報の提供に努める。

イ　町は災害時に避難所等において、災害時外国人支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集（外国人被災者の状況、ニーズ把握)、情報提供（災害情報、外国人被災者のニーズとのマッチング）を行うよう努める。

(5)　ボランティアの育成等

町は、災害時において通訳等を行う多言語ボランティアが必要視されていることから養成、研修等により育成に努める。

(6)　生活相談

町は、国際交流関係団体等及び多言語ボランティア等の協力を得て、外国人に対する相談体制を整備するよう努める。

第８節　食料・生活必需品等の備蓄計画

第１　基本方針

１　町は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等(以下、本節中「物資」という。)の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の確保に努めるとともに、住民及び事業所における物資の備蓄を促進する。

２　町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

第２　町の役割

１　物資の備蓄計画を定めるものとし、計画を定める場合にあっては、性別、性的マイノリティ（ＬＧＢＴ等）のニーズの違いや高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、宗教上等の理由により食事制限のある者、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に配慮する。

２　備蓄計画に基づき物資の備蓄行い、定期的に点検及び更新を行う。

３　家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。

４　備蓄は、指定避難所等に分散して配置し、災害時に避難者が取り出して使用できるようにする。

５　物資の調達可能な数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等により、他の市町村及び関係団体の物資調達に係る体制を整備する。

〔資料編　２－８－１　災害時における物資確保及び供給に関する協定〕
〔資料編　２－８－２　紫波町の災害時の民間応援協定締結状況〕

第３　住民及び事業所の役割

１　住民の役割

各家庭において、家族の3日分程度の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。

> 家庭における備蓄品の例
> 飲料水、食料（アレルギー対応含む)、ラジオ、懐中電灯・ローソク、予備電池、医薬品、携帯トイレ、下着・衣類、生理用品、赤ちゃん用品、紙おむつ、タオル、毛布、軍手、貴重品、カセットコンロ、石油ストーブ等

２　事業所の役割

事業所は、災害時において必要な資機材、燃料等及び従業員のための物資を備蓄又は確保し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。

第９節　孤立化対策計画

第１　基本方針

町は、道路状況や通信手段の確保の状況等から孤立化が想定される地域をあらかじめカルテ化し、最新の状況を随時把握するとともに、現地消防団員から直接被害状況を収集できる体制を構築するなど、予防対策に努める。

第２　災害時孤立化想定地域の状況

平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震、平成 23 年東北地方太平洋沖地震への対応等を踏まえ、孤立化するおそれのある地域の状況は次のとおりである。

１　孤立化の発生原因としては、「集落に通じるアクセス道路のすべてが損傷、道路への土砂堆積のおそれがある場合」及び「集落へのアクセス道路が 1 本しかない場合」である。

２　孤立化想定地域内の状況は次のとおりである。

(1)　固定電話以外の通信手段がない、若しくは 1 種類の通信手段のみの集落
(2)　救助・救出のためのヘリコプターの離着陸可能な場所がない集落
(3)　集落内に指定避難所又は避難可能な場所がない集落

〔資料編　２－９－１　町内の災害時孤立化想定地域〕

第３　孤立化想定地域への対策の推進

１　通信手段の確保

(1)　町は、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。

(2)　町は、防災ヘリコプター等による空中偵察に対し県が定めた住民側から送る合図とその方法をあらかじめ周知する。

〔県統一合図〕

ア　赤旗（負傷者等があり、早急な救助を求める場合）
イ　黄旗（負傷者等はいないが、救援物資等を求める場合）
ウ　白旗（異常なし又は存在を知らせる場合）

(3)　町は、孤立化のおそれがある場合に、地域の代表者に積極的に電話をするなど、住民の安否確認を行う体制・連絡網を整備するように努める。

２　避難先の検討

町は、集落内に避難場所等がない場合には、災害時に集合する集落内の安全な場所や家をあらかじめ定めるなど、避難先の確保に努める。

３　救出方法の確認

町は、孤立可能性のある地域においてヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所又はヘリコプターにより上空から救助できる場所(以下「飛行場外着陸上等」という。)の確保に努める。

また、地域内に飛行場外離着陸場等が確保できない場合は、隣接する地域等において飛行場外離着陸場等の確保に努める。

４　備蓄の奨励

町は、孤立化のおそれがある地域においては、孤立しても住民が支え助け合うことができるよう、備蓄を推進する。

また、備蓄にあたっては、水、食料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等を集落単位での備蓄が望ましいが、まずは、各家庭において 3 日分程度の水、食料の備蓄の奨励する。

５　防災体制の強化

町は、住民自らが、救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう、自主防災組織の育成強化に努める。

第１０節　防災施設等整備計画

第１　基本方針

災害時において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、防災施設等を整備し、災害時における応急活動体制の整備を促進する。

第２　防災施設等の機能強化

町は、防災施設等の整備を推進し、次に掲げる機能の強化を図る。

１　災害応急対策活動における中枢機能
２　庁舎等の被災時におけるサブ機能
３　災害応急活動を支援するためのヘリポート機能
４　町民に対する防災知識の普及、教育及び訓練機能
５　人員、物資等の輸送及び集積機能
６　災害対策用資機材の備蓄機能
７　自家用発電装置、太陽光発電その他の再生可能エネルギー利用設備等による非常時電力供給機能
８　被災住民の避難及び収容機能
９　警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点機能

第３　公共施設等の整備

町は、避難路や避難地（公園、緑地、道路などの住民の退避地を含む。）等を整備するとともに、避難所となる学校等の公共設備の不燃化及び非常用電源設備の整備等に努める。

第４　消防施設の整備

１　町は、地域の実情に即した消防車両、消防無線、消防水利その他の消防施設及び設備を整備し、常時点検整備を行う。

２　町は、地震災害時の消防水利を確保するため、耐震性（免震性）防火水槽等を整備する。

第５　防災資機材の整備

１　防災用資機材等の整備

町は、大規模な災害において、災害応急対策を円滑に実施するため、防災資機材を整備し、定期的に点検するとともに、必要な補充を行う。

２　町は、災害対策本部又は現地災害対策本部の機能を強化するため、必要な資機材を整備する。

〔資料編　２－１０－１　防災資機材一覧表〕

第１１節　建築物等安全確保計画

第１　基本方針

１　住宅密集地の災害を防止し、被害を最小限に食い止めるため、建築物の耐震化、不燃化を促進し、密集地の防災化を図る。

２　文化的遺産であり、歴史上、学術上又は芸術上価値の高い文化財を災害から守り、後世に伝えるため、文化財保護思想の普及徹底を図るとともに、防災施設の整備等計画的に進める。

第２　建築物の耐震性向上の促進

１　防災上重要な建築物等の耐震性確保

(1)　町施設の耐震化

ア　防災上重要な建築物のうち、昭和 56 年６月１日改正の建築基準法の適用を受けていない町の既存建築物については、耐震性を確保するため、耐震診断の実施及びその結果に基づく耐震改修の促進を図る。

イ　災害対策は、迅速かつ正確な情報伝達及び避難、救助活動の本拠となる建築物が要求されることから、町は、次の施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性及び安全性の確保に努める。

(ｱ)　災害時の避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる町有施設

(ｲ)　災害時の緊急救護所、被災者一時避難施設となる学校、病院等

ウ　防災上重要な建築物に該当しない町の施設についても、重要度に応じて耐震性の確保に努める。

(2)　民間の防災上重要な建築物の耐震性確保

町は、防災上重要な建築物の耐震性を確保するため、民間の防災上重要な建築物のうち、昭和 56 年６月１日改正の建築基準法の適用を受けていない建築物の所有者等に対し、県と協力して耐震診断及び耐震改修の促進に努める。

(3)　設備、備品の安全対策

防災上重要な建築物については、設備、備品の転倒、破損等による被害を防止するため、テレビ、パソコン、事務機器、書棚、医療機器等の固定、転倒防止対策及び医薬品、実験実習機器等の危険物管理の徹底を図る。

２　木造住宅の耐震性確保

木造住宅の耐震性を確保するため、住民に対し、耐震性確保の重要性を啓発するとともに、建物所有者が行う耐震性能の自己診断方法について普及を図り、必要に応じた改修の実施を促進する。

３　一般建築物の耐震性確保

建築物の耐震性の確保について、広く住民に普及啓発を行い、既存建築物については必要に応じた耐震診断の実施を促進する。

４　工作物の耐震性確保

煙突、広告塔、高架水槽、鉄塔等の工作物の耐震性について、広く住民の認識を深めるとともに、耐震診断の実施を促進する。

５　建築物の窓ガラス、外装タイル等の耐震性確保

(1)　道路に面する３階以上の建築物の所有者に対し、窓ガラス、外装タイル等の落下防止のため、専門技術者を通じて定期的に点検するよう指導する。

(2)　特に、通学路及び避難場所周辺については、町においても点検を行い、改修を要する建築物の所有者に対しては、強力に改修指導を行う。

６　既存コンクリートブロック塀の耐震性確保

(1)　道路沿いのコンクリートブロック塀の所有者に対し、建築基準法に適合したものとするよう指導する。

(2)　特に、通学路及び避難場所周辺のコンクリートブロック塀の所有者に対しては、定期点検及び補強を指導する。

７　家具等の転倒防止対策推進

住宅、事務所等の建築物内に設置されている食器棚、書棚等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため、適正な防止方法等について、広報紙等により住民への普及啓発を図る。

８　地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つとして、町は、その制度の普及啓発及び加入促進に努める。

第３　建築物の不燃化の促進

１　公営住宅の不燃化促進

(1)　公営住宅、改良住宅等の公的住宅の不燃化を促進し、住宅団地の防災強化を図る。

(2)　周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペース等の適切な配置を考慮した団地造りを推進する。

２　民間住宅の不燃化促進

市街地における住宅の不燃化等、防災面での行政指導を強化し、民間住宅の不燃化を積極的に促進する。

第４　建築物の安全確保

町は、平常時より、災害による被害が予想される空屋等の状況の確認に努める

第５　防火対策の推進

１　消防機関は、消防法に定める防火対象物の防火管理体制の強化を図るため、防火管理者の選任、消防計画の作成、消火・通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び維持管理など、防火管理業務の充実を図るよう指導する。

２　消防機関は、消防法に定める既存特定防火対象物の火災から人命の安全確保を図るため、現行基準に基づく消防用施設等の設置及びその適正な維持管理を指導する。

３　消防機関は、事業場、住家、その他の防火対象物から火災の発生と被害の軽減を図るため、防火査察の強化並びに一般住民に対する防火思想及び防災知識の普及活動を推進し、火災予防の徹底を期するよう積極的に指導する。

第６　文化財の災害予防対策

１　文化財の現況

町には各種の文化財が数多く所在しているが、その歴史上、学術上あるいは芸術上の価値により文化財保護法、県及び町の文化財保護条例に基づいて保護の対象に指定されている。

２　文化財保護思想の普及

文化財に対する防火思想及び火災予防の徹底を図るため、文化財保護強調週間（11 月１日～７日）、文化財防火デー（１月 26 日）等の行事を通じ、住民の防火・防災意識の高揚を図る。

３　防災施設等の整備

文化財所有者又は管理者は、災害から文化財を守るため、必要な防災施設等の整備を図るとともに、定期的な保守点検を実施する。

建造物	指定建造物は木造が多く、火災等の災害から守ることは文化財保護事業の中でも重要な課題であり、立地条件に応じて、自動火災報知設備、避雷針、ドレンチャー、貯水池、消火栓、消防用進入道路等の設置を進める。
美術工芸品 考古資料 有形民俗文化財	ア　国指定文化財については、自動火災報知器設備、貯水池、消火栓、消火器、消防用進入道路等の設備拡充を進める。 イ　町（県）指定文化財については、搬出不可能な文化財及び文化財群に対して、耐火耐震構造の収蔵庫の設置を進めるとともに、搬出が容易な文化財も含めて、自動火災報知設備、給水設備等の整備に努める。
史　跡 名　勝 天然記念物	ア　埋蔵文化財については、出土遺物の収蔵施設を整備するなど保存の措置を進める。 イ　史跡、名勝、天然記念物の性質等に応じ、所在地域の予防計画と合わせて、災害予防措置を講じる。

４　防災組織の編成及び訓練等

(1)　文化財の所有者又は管理者は、防災に関する責任体制を確立し、常に防災診断を行うとともに、所有者、管理者、地域住民等による自衛消防隊等の防災組織を編成し、防災活動に必要な訓練の実施に努める。

(2)　災害時における文化財の搬出に万全を期するため、災害の種別、規模等を想定し、文化財ごとに搬出計画をたてる。

ア　文化財の性質、保全の知識を有する搬出責任者を定める。 イ　文化財の避難場所を定める。 ウ　搬出用具を準備する。

第１２節　交通施設安全確保計画

第１　基本方針

災害による道路施設の被害を防止し、又は軽減し、交通機能を確保するため、防災施設及び災害対策用資機材の整備等を図る。

また、災害発生時に消火、救助・救急、医療及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送態勢の整備に努める。

第２　道路施設

１　道路の整備

災害時における道路機能を確保するため、所管道路について、法面等危険箇所調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所の整備を進める。

(1)　道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体の崩落が予想される箇所を把握するため、道路法面及び盛土欠落危険調査を実施する。

(2)　上記調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行い、その対策工事を実施する。

２　トンネルの整備

災害時におけるトンネル機能を確保するため、所管トンネルについて、安全点検調査を実施し、補強等対策工事の必要箇所の整備を促進する。

(1)　トンネルの耐震点検調査を実施し、補強対策工事の必要箇所を指定する。

(2)　上記調査に基づき、補強対策工事が必要指定された箇所について、トンネルの補強工事を実施する。

３　障害物除去用資機材の整備

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急交通路としての機能を確保するため、レッカー車、クレーン車等の障害物除去用資機材の整備に努める。

第３　緊急輸送態勢の整備

陸上輸送、航空輸送等、緊急時に確保可能な輸送手段を把握するとともに、平常時から災害時に備えて防災関係機関、民間団体等との協力体制の推進に努める。

１　陸上輸送体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送路の選定や効率的な陸上輸送を行うための事前対応に努める。

(1)　緊急輸送路の選定

ア　県選定の緊急輸送路の選定

(ｱ)　１次路線

(ｲ)　２次路線

イ　地域輸送路の選定

防災関係機関と協議のうえ、広域輸送路と災害時用臨時ヘリポート、備蓄場所、緊急医療機関等を連絡する輸送路の選定に努める。

(2)　緊急通行車両の事前届出

町所有の車両については、警察に緊急通行車両の事前届出手続きを行う。

(3)　備品等の整備

カラーコーン、通行禁止の看板等、必要な備品の整備に努める。

(4)　道路障害物除去対策の検討

ア　障害物を除去する道路の優先順位及び障害物除去方法の検討を推進する。

イ　防災関係機関や道路管理者と災害時のための対処方法についての協議に努める。

ウ　建設用重機を所有する民間団体や業者等との協定締結を推進するなど、災害時の協力体制の確立に努める。

２　航空輸送体制の整備

県等の防災関係機関の協力による災害時の救出・救助活動、緊急物資の輸送等に、ヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、災害時用ヘリポートの整備や臨時ヘリポートの選定に努める。

３　交通混乱の防止対策

(1)　災害時の応急点検体制の整備

道路管理者は、平常時から緊急輸送路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報収集体制や応急点検体制の整備に努める。

(2)　災害時避難のあり方の周知徹底

災害時の避難に当たっては、水害などの災害に応じて、車両を使用してはならない旨を広報等によって周知徹底に努める。

(3)　交通規制・管制体制の整備

交通安全施設の整備など県公安委員会及び警察が行う交通規制・管制体制の整備に協力する。

４　公共交通機関の確保

災害発生時においても安全で円滑な交通手段を確保するため、平常時から体制が整備されるよう公共交通機関各社へ要請する。

災害時においても可能な限り運行が確保されるとともに、利用者の安全確保及び混乱防止を図るようバス会社へ要請する。

第１３節　ライフライン施設等安全確保計画

第１　基本方針

町は、災害による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、防災施設等の耐震性の向上を含めた整備及び災害対策用資機材の整備等を図るとともに、巡視点検の実施等安全対策に万全を期する。

第２　電力施設

電力事業者は、災害による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。

１　施設の整備

(1)　水害対策

送電設備	架　空電線路	土砂崩れ、洗堀などが起こるおそれのある箇所のルート変更、擁壁強化等を実施する。
	地　中電線路	ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。
変電設備		浸冠水のおそれのある箇所は、浸水想定高に応じて屋外機器操作函等への防水対策や周囲柵の嵩上げと正門の防水対策による浸水対策（または減災対策）を計画、実施する。

(2)　震災対策

送電設備	架　空電線路	電気設備の技術基準に基づき、設計する。
	地　中電線路	ア　終端接続箱，給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき、設計する。 イ　洞道については、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき、設計する。 ウ 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど、耐震性に配慮する。
変電設備		ア　機器については、変電所設備の重要度，その地域で予想される地震動等を勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計する。 イ　建物は、建築基準法による耐震設計とする。
配電設備	架空配電線路	電気設備の技術基準に基づき、設計する。
	地中配電線路	地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど、耐震性に配慮する。
通信設備		屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮して設計する。

(3)　風害対策

各設備共通	ア　計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮する。 イ　既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。

(4)　雪害対策

変電設備	雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバーの取付け、機器架台のかさ上げ、融雪装置（ヒーター)、ヒーターの取付け、施設の隠蔽化等を実施する。
送電設備	ア　鉄塔にオフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置の耐張型化又は必要な箇所の電線に難着雪化を行う。 イ　降雪期前に、樹木の伐採を行うとともに、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替により、災害の防止又は拡大防止に努める。
配電設備	ア　縁まわし線の支持がいしの増加、難着雪電線の使用等を行う。 イ　降雪前期に、樹木の伐採を行う。

(5)　雷害対策

送電設備	ア　架空地線の設置、防絡装置の取付け、接地抵抗の低減を行う。 イ　電力線の溶断防止のため、クランプの圧縮化、アーマロッドの取付け等を行う。 ウ　気象通報により雷害を予知した場合は、系統切替により、災害の防止又は拡大に努める。
変電設備	ア　避雷器、気中放電キャップを設置するとともに、架空地線によるしゃへいを行う。 イ　重要系統の保護継電装置を強化する。
配電設備	襲雷頻度の高い地域においては、断線保護ホーン、耐雷ホーンを取付け、対処する。

(6)　火山災害対策

ア　土砂流及び火山泥流対策

水害対策に準ずる対策を推進する。

イ　降灰対策

雪害対策に準ずる対策を推進する。

2　電気工作物の予防点検等

(1)　電気工作物は、常に法令に定める技術３基準に適合するよう保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検(災害の発生のおそれがある場合は、特別の巡視)を行う。

(2)　自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。

(3)　一般公衆に対し、電気安全東北委員会岩手電気協会等と協力して、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性についての広報に努める。

3　災害対策用資機材の確保等

各設備ごとの必要最小限の資機材の種類及び数量を定め、次の事項に重点を置き、その整備を推進する。

(1)　所要資機材計画

(2)　輸送計画(車両、ヘリコプター)

(3)　保管施設の整備

(4)　資機材の調達及び輸送

(5)　資機材輸送の調査確認

4　応急復旧体制の整備

(1)　被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備及び対策要員の動員体制の整備とともに、優先復旧計画の策定を推進する。

(2)　災害時に的確な復旧情報等の広報ができるよう、平常時から町との連携体制に努める。

５　協力体制の整備

災害時における被害に対し、災害復旧資機材の相互融通等を行い、電気事業本来の責務を遂行できるよう協力体制の整備を推進する。

第３　ガス施設

ガス事業者は、災害によるガス施設の被害を防止し、又は軽減するとともに、二次災害を防止するため、防災施設及び災害対策用資機材等の整備を図るとともに、器具の取扱い方法等の徹底を図る。

１　ＬＰガス施設の整備

貯 蔵 所	二次災害を防止するため、緊急遮断弁、消火設備、保安用電力の確保等の整備を行う。
容器置場	火気との距離を確保するとともに、雪害等を考慮して設定する。
容　　器	容器の転落及び転倒を防止するため、適切な鎖掛け等を行うとともに、定期点検を実施する。
安全器具	(1)　災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を推進する。 (2)　容器等からのガス漏れを防止するため,ガス放出防止等の設置を推進する。 (3)　ガス放出防止器具等の設置に当たっては、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行うよう配慮する。

２　災害対策用資機材の確保等

災害時に必要な資機材の在庫管理を行い、調達を必要とする資機材については、その確保体制を整備する。

３　防災広報活動

災害時における二次災害の防止等を図るため、平常時から次の事項の周知徹底を図るとともに、周知内容の多様化(高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等)を図る。

(1)　ガス栓の閉止等、地震が発生した場合のガス器具に対してとるべき措置

(2)　ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置

４　協力体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」(日本ガス協会)に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者からの協力が得られる体制づくりを推進する。

第４　上水道施設

水道事業者は、災害による上水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、国の「水道の耐震化計画等策定指針」及び「岩手中部水道企業団水道ビジョン」を踏まえ、施設の耐震性の向上、防災施設及び災害対策用資機材の整備等を図る。

１　施設の整備

(1)　浄水施設等は、被災時の停電を考慮して、必要最小限の自家発電設備の整備を図る。

(2)　送・配水管は、管路の耐震化、多系統化、ループ化、ブロックシステム化等を行う。

(3)　既設管は、漏水防止作業を実施するとともに、計画的に布設替えを実施する。

(4)　火山災害の対応として、水源については、取水口上流等の周辺の状況を把握し、火山災害の原水水質の安全が確保できるかを確認し、他浄水場の増量運転など応援体制の確立を図る。

２　応急復旧体制の強化

(1)　被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施できるよう、あらかじめ損傷による影響度が高いと予想される施設の把握に努める。

(2)　水道災害対策マニュアルの整備及び管路図の整備等を実施し、定期的な見直しを行う。

３　給水体制の整備

水道事業者は、災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水(一人当り１日３リットル以上)の供給を確保できるよう、ろ過器の配備、給水タンク車の増強、応急配管及び応急復旧資機材の備蓄等の整備を図る。また、応急復旧資機材の調達など確保体制の整備に努める。

４　協力体制の整備

(1)　災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係事業者等との協力締結に努めるなど、協力体制を整備する。

(2)　災害時に迅速な応急復旧活動等に必要な情報を収集し、総合調達,指示及び支援を実施するため、県と協力して県間等の応援協定及び日本水道協会等を利用した広域応援体制を確保する。

第５　下水道施設

下水道施設の管理者は、災害による下水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設の耐震性の向上及び防災対策用資機材の整備等を図る。

１　施設の整備

下水管渠	(1)　新たな下水管渠の敷設は,耐震性の確保のため､構造面での耐震化を図るとともに、管路の複数ルート化に努め流下機能を確保する。 (2)　マンホール蓋の点検を行い、飛散、磨耗等の危険な箇所の補修及び交換を行う。 (3)　下水管渠の流下機能を確保するため、マンホール間のバイパス等の資機材確保を図る。
ポンプ場及び処理場	(1)　ポンプ場・終末処理場は、非常用発電設備を整備する。 (2)　新たなポンプ場・処理場の建設は、耐震性の確保のため、構造面での耐震化を図る。 (3)　既設のポンプ場・処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。

２　下水道体制の整備

下水道施設の管理者は、災害時に対応ができるよう、下水管渠の整備を図る。

(1)　応急復旧マニュアルの整備及び施設管理図書等の整備を推進する。

(2)　応急復旧用資機材の調達など確保体制の整備に努める。

３　協力体制の整備

(1)　災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定に基づき協力体制の整備を図る。

(2)　県と協力して広域的な支援体制の整備をはじめ、国、他の地方公共団体等と相互支援体制づくりを推進する。

第６　通信施設

１　電気通信施設

電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、防災施設及び災害対策用資機材の整備等を図る。

(1)　施設の整備

ア　電気通信設備及びその付帯設備(建物を含む。)の防災設計を実施する。

(ｱ)　大雨、洪水等のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐水構造化を促進する。

(ｲ)　暴風又は大雪のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐風又は耐雪構造化を促進する。
(ｳ)　地震又は火災に備え、主要な電気通信設備等については耐震及び耐火構造化を行う。

イ　災害が発生した場合における通信の確保を図るため、次により、通信網を整備する。
(ｱ)　主要伝送路は、多ルート構成又はループ構成とする。
(ｲ)　主要な中継交換機は、分散配置する。
(ｳ)　主要な電気通信設備は、必要な予備電源を設置する。
(ｴ)　重要加入者については、当該加入者との協議により、２ルート化を推進する。

(2)　重要通信の確保

ア　災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。
イ　そ通状況を常時管理し、通信リソースを効果的に運用する。
ウ　災害時には、設備の状況を監視しつつ、トラフィックコントロールを行い、電気通信のそ通を図る。

(3)　災害対策用機器及び車両の配備

保管場所及び数量を指定して、次に掲げる機器、機材、車両等の配備に努める。

ア　非常用衛星通信装置
イ　可搬型無線機
ウ　移動基地局及び臨時基地局
エ　移動電源車及び可搬型発電機
オ　応急ケーブル
カ　電気通信設備等の防災機材(消火器、土のう等)

(4)　災害対策用資機材の確保等

ア　災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から、災害対策用資機材,器具等の確保に努める。
イ　災害対策用資機材、器具等の設置場所については、町と協議し、あらかじめ定めておくよう努める。また、町は、設置場所について積極的に協力する。

(5)　電気通信設備の点検調査

電気通信設備は、常に法令に定める技術基準に適合するよう保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気通信設備の巡視点検(災害の発生のおそれがある場合は、特別巡視)を行い、不具合の早期発見及びその改修に努める。

２　放送施設

放送局は、災害時における放送の送出及び受信を確保するため、放送施設の整備拡充を図るとともに、災害応急対策及び災害復旧対策に必要な資機材の整備を図る。

(1)　施設の整備

ア　放送設備のうち、特に放送主系統施設、受配電設備、非常用発電設備等の防火防災対策を実施する。
イ　重要な放送設備については、代替又は予備の設備を設ける。
ウ　防火設備等を設け、二次災害の発生を防止する。
エ　建物、構築物、放送設備等の防災性について、定期的に自主点検を実施する。

(2)　放送継続体制の整備

災害により、放送機、中継回線、スタジオ等に障害が発生し、平常時の運用が困難になった場合に備え、他の放送系統による臨機の番組変更、常置以外の必要機器の仮設など、放送を継続できる体制の整備を図る。

(3)　防災資機材の整備

災害応急対策及び災害復旧に必要な資機材の整備及び備蓄に努める。

第１４節　危険物施設等安全確保計画

第１　基本方針

危険物災害の発生及び拡大を防止するため、防災施設及び災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育等による保安体制の強化を図る。

第２　石油類等危険物

１　保安教育の実施

危険物施設の所有者等は、危険物取扱者、危険物施設保安員に対し、保安管理の向上を図るため、消防機関等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

２　指導の強化

消防機関は、既存危険物施設の耐震構造の促進を指導するとともに、新設又は変更許可に当たっては、地震動による慣性力等によって生じる影響を十分考慮したものとするよう指導する。また、次の事項を重点として立入検査等を実施する。

(1)　危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理の指導
(2)　危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法の指導及び安全管理の指導
(3)　施設・設備等の耐震化の指導
(4)　危険物施設の所有者等及び危険物保安監督者等に対する非常時に取るべき措置の指導
(5)　地震動等による危険物施設等への影響に対する安全措置指導

３　屋外貯蔵タンクからの危険物流出事故対策

(1)　沈下測定の実施

危険物施設の所有者等は、屋外貯蔵タンクの沈下測定を定期的に行い、その実態の把握に努める。

(2)　不等沈下の著しいタンクの措置

ア　消防機関は、不等沈下の著しいタンクについて、法令の定めるところにより、タンクの底部の厚さ、溶接部の損傷、亀裂、腐食等の欠陥の有無の確認等保安検査を実施する。

イ　消防機関は、欠陥が発見されたタンクについて、必要な改修を行わせるとともに、タンクの基礎の改修により不等沈下を是正させ、保安の確保に努める。

(3)　敷地外流出防止措置

消防機関は、危険物の流出事故が発生した場合における敷地外への流出による二次災害を防止するため、危険物所有者に対し、防油堤・流出油防止堤の設置、土のう等流出油防除資機材の整備など、必要な措置を講じるよう指導する。

４　自衛消防組織の強化措置

(1)　危険物施設の所有者等は、自衛消防隊の組織化を推進し、特に、震災時における自主的な災害予防体制の確立を図る。
(2)　危険物施設の所有者等は、隣接する事業所との相互応援に関する協定を締結するなど、効率的な自衛消防力の確立を図る。

５　防災用資機材の整備

複雑多様化する危険物に対応するため、化学消防力の強化に努める。また、事業所に対しても必要な資機材の整備及び備蓄について指導・助言を行う。

第３　高圧ガス及び火薬類災害予防対策

保管施設責任者は、高圧ガス及び火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制等の強化を図る。

１　保安意識の高揚

(1)　高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号)、火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 号)等の関係法令の周知徹底を図るため、保安教育講習、保安推進パトロール等を実施する。

(2)　高圧ガス及び火薬類の取扱者、従事者等に対する技術講習を実施する。

(3)　災害発生時の自主防災対策を策定する。

２　規制の強化

(1)　高圧ガスの製造施設、貯蔵又は火薬庫等が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているか、保安検査及び立ち入り検査を実施する。

(2)　指導の適正を期するため、指導取締方針の統一、相互協力等により、関係機関との連絡を密にする。

３　自主保安体制の整備指導

(1)　保安教育計画に基づく保安教育及び防災訓練の実施により、業務上の保安確保に万全を期するよう指導する。

(2)　定期自主検査の完全実施及び責任体制の確立を指導する。

(3)　災害発生時の自主防災対策の策定を指導する。

第４　毒物・劇物災害予防対策

保管施設責任者は、毒物・劇物による保安衛生上の危害を防止するため、毒物・劇物営業者及び毒物・劇物の取扱者に対して、次の指導を行い、災害予防対策を講じる。

区　　分	内　　容
毒物・劇物営業者	営業施設の設置基準への適合
毒物・劇物の貯蔵タンクを有する施設	屋外タンク、地下タンクの設置基準への適合

第５　放射線災害予防対策

防災関係機関及び放射性同位元素の届出、許可等の使用者は、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、緊急事態応急対策に従事する者に対する教育訓練及び防護資機材の整備など、災害予防対策を推進する。

第１５節　風水害予防計画

第１　基本方針

１　洪水等による被害を軽減するため、県及び町は、風水害に強いまちづくりを進めるとともに、河川改修事業等を計画的に実施するよう努めるとともに、ダムの適切な維持管理に努める。

２　災害時に適切な措置をとることができるよう、施設の維持管理体制を整備する。

３　防災関係機関は風害対策やその知識の普及啓発を図る。

４　河川の水位などの情報収集と伝達に努める。

５　町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

第２　風水害に強いまちづくり

１　町は、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討し、評価結果を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

２　県及び町は、豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、住民の生命・身体を守るため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や居室を有する建築物の建築禁止のみならず、地方公共団体の定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築物の制限を幅広く検討するものとする。

３　町は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置づけるものとする。

４　町は、溢水等による災害の発生のおそれがある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

第３　河川改修事業

準用河川改修、普通河川改修の事業を推進するとともに、緊急度が高く防災効果の大きい河川の改修を実施する。

１　水害の防止

(1)　町は、国及び県に協力して、北上川水系の全体計画に基づいた改修整備を促進し、都市化による雨水流出量の増大に対処する。

(2)　町内河川の河道改修を促進するとともに、流域での保水・遊水機能を向上するため、保水機能を有する農地の潰廃等を抑制する。

(3)　町が管理する用排水路等の改修については、公共下水道との整合を図りながら推進する。

(4)　町は、降雨による浸水被害を防止するため、雨水を排水する管渠能力の向上と雨水ポンプ能力の増強に努めるとともに、河川への集中的な流出を抑制するため、雨水の貯留・浸透方式の改善を推進する。

(5)　雨期前には、水路の重点箇所の点検並びに幹線水路のしゅんせつ及び清掃を実施する。

２　水防施設等の点検・整備

(1)　河川施設の点検・整備
　河川管理者は、水防施設の破損による氾濫防止と治水機能維持のため、施設の点検・整備を行う。また、平常時から主要堤防の法面等の巡視・点検を行い、予防対策を検討する。
(2)　雨量計・量水標の点検・整備
　河川管理者は、観測に障害が発生しないよう、定期的に機器を点検・整備するとともに、必要に応じて観測機器を増設する。
(3)　水路施設の整備
　町は、用排水路の改修整備事業の実施を図るとともに、水利組合及び土地改良区等の協力を得て、平常時から危険箇所の把握に努める。

3　水防倉庫・資機材の点検・整備
　水防管理者は、応急対策活動に支障がないよう、鍵の管理、倉庫内の整理及び資機材の調達等を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しをする。

第４　農地防災事業

1　国から指定された防災重点ため池については、山王海土地改良区、紫波東部土地改良区、鹿妻穴堰土地改良区を含めた各ため池の管理者と町が連携して監視及び管理体制を整備するほか、地域住民への周知体制を万全に整えるものとする。
2　農地、農業用施設等における洪水等の災害防止と緊急時の消防水利や生活用水を確保するため、農業の水路施設整備と機能保全を推進する。

第５　ダムの維持管理

ダム管理者は、平常時から施設の点検・整備を行い、水害予防が図られるよう努める。

第６　情報収集・伝達

防災関係機関は、水害に関する必要な情報を迅速かつ的確に住民等に伝達するよう努める。
住民等は、北上川の水位の情報について、自ら把握するよう努める。

第７　施設の管理

1　洪水等による被害を軽減するため、河川等に設置された水門、ひ門及びひ管については、施設ごとの責任者を定めるなど、有事に即応した適切な措置が講じられるよう、管理体制を整備する。
2　雨水排水の既設施設は、日常の点検・整備により稼働維持に努める。
3　排水ポンプ場の耐震化に努める。

第８　浸水想定区域の公表及び周知

1　町は想定し得る最大規模の降雨により、排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。
2　町は、浸水想定区域を指定し、洪水予報の伝達方法、避難場所、円滑かつ迅速な避難方法等について定め､必要事項を記載した印刷物(洪水ハザードマップ等)により住民に周知する。
3　町は、洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、町地域防災計画において、浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項について定める。

４　町は、町地域防災計画に定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。

５ 水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときは、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

浸水想定区域が指定・公表されている河川

水系・河川名	指定公表年月日	備　　考
北上川水系　北上川	平成 28 年６月 30 日	国土交通省東北地方整備局告示第 160 号
北上川水系　岩崎川	令和４年３月 22 日	岩手県告示第 161 号
北上川水系　太田川	令和４年３月 22 日	岩手県告示第 162 号
北上川水系　乙部川	令和６年３月 15 日	岩手県告示第 171 号
北上川水系　滝名川	令和６年３月 15 日	岩手県告示第 171 号
北上川水系　黒沢川	令和６年３月 15 日	岩手県告示第 171 号
北上川水系　大白沢川	令和６年３月 15 日	岩手県告示第 171 号
北上川水系　彦部川	令和６年３月 15 日	岩手県告示第 171 号
北上川水系　赤沢川	令和６年３月 15 日	岩手県告示第 171 号
北上川水系　天王川	令和６年３月 15 日	岩手県告示第 171 号
北上川水系　姉市川	令和６年３月 15 日	岩手県告示第 171 号

６　浸水想定区域内に高齢者等の避難行動要支援者が利用する施設がある場合には、その施設の名称、所在地及び洪水予報等の伝達方法、伝達経路、避難場所等、避難のために必要な事項を定める。

〔資料編　２－１５－１　北上川浸水想定区域要配慮者施設一覧表〕

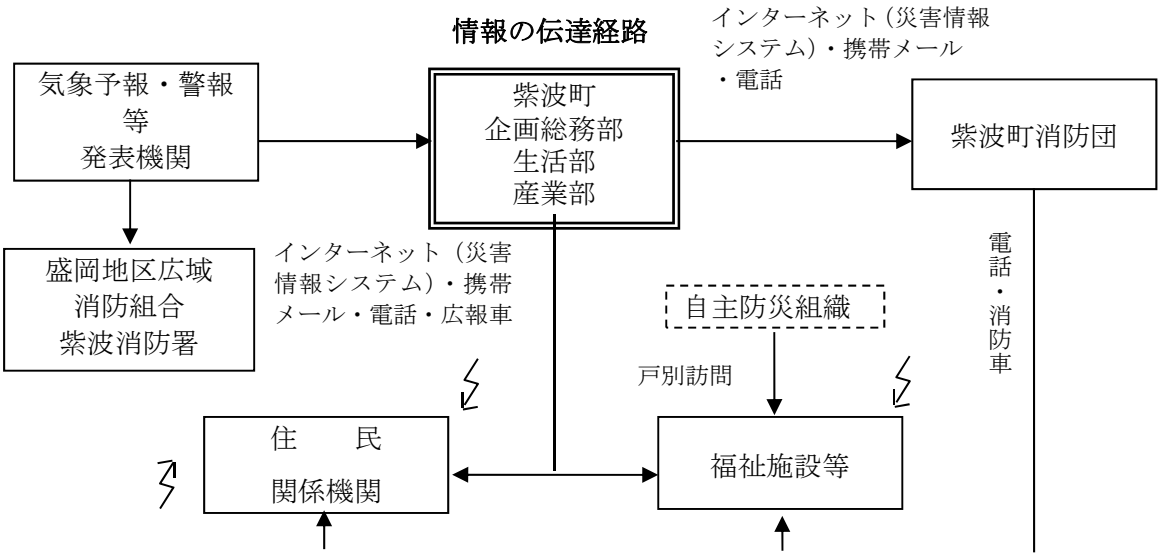

第９　風害予防の普及啓発

防災関係機関は、頻発する竜巻被害等を踏まえ、風害対策やその知識の普及啓発を図る。

第 10　関係者間の密接な連携体制の構築

１　水災害については、気象変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

２　町は、他の機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行政行動（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用を務めるものとする。

３　河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。

第１６節　雪害予防計画

第１　基本方針

大雪、雪崩等による災害を防止し、住民生活の安全と産業経済等の機能を確保するため、雪害対策を推進する。

第２　雪崩防止対策

１　雪崩危険箇所の調査及び周知

各実施機関は、適期に雪崩の発生が予測される危険箇所を調査し、注意標識の設置その他の方法により、関係者に対して適切な周知を行う。

実　施　機　関	調　　査　　対　　象
町	(1)　地域内の一般住宅に危険を及ぼすもの (2)　町道に危険を及ぼすもの
盛岡広域振興局土木部	所管する国道及び県道に危険を及ぼすもの
警察署	各機関と協力し、主として人命に危険を及ぼすもの
岩手河川国道事務所	所管する国道に危険を及ぼすもの
盛岡労働基準監督署	事業所における寄宿舎等の施設及び作業場に危険を及ぼすもの

２　雪崩危険箇所の整備

雪崩災害を未然に防止するため、雪崩防止柵等の整備に努める。

第３　道路交通の確保

１　除雪対策

(1)　除雪の実施

各実施機関は、次の区分により除雪を行い、主要路線の交通を確保する。

なお、短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、各実施機関が相互に連携し、迅速・適切に対応するよう努める。

ア　国道―国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所除雪実施要領によるものとする。

イ　国道（396、456）、県道―岩手県県土整備部冬期道路確保(除雪)実施要領によるものとする。

ウ　町道―毎年度定める町道除雪計画によるものとする。

(2)　除雪機械等の確保

各実施機関は、除雪用機械を整備するとともに、除雪要員の確保等を図る。

〔資料編　２－１６－１　除雪機械一覧表〕

(3)　町は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪(以下、本節中「集中的な大雪」という。)時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の確保等を行うよう努めるものとする。

(4)　町は、地域住民からなる地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、ボランティア等地域外からも雪処理の担い手を確保する等の方策を講じるものとする。

(5)　町は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合に

は、相互に連携の上、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うことができるよう、支援体制の構築に努めるものとする。

２　凍雪害防止対策

(1)　冬期の安全かつ円滑な交通を確保するため、雪崩防止柵、堆雪帯等の施設を整備するとともに、歩道及び車道の融雪施設の整備を促進する。

(2)　積雪及び路面凍結による自動車のスリップ事故を防止するため、早期の除雪及び路面凍結防止剤の散布を効果的に実施する。

第４　雪害予防の普及啓発

１　雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者がスタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくよう町は普及啓発を図るものとする。

２　町は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。特に、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図るものとする。

第１７節　土砂災害予防計画

第１　基本方針

町は、集中豪雨等による土砂災害を防止するため、国や県と連携し、地すべり防止対策、土石流対策、急傾斜地崩壊対策、山地災害予防対策を促進する。

また、土砂災害が発生するおそれがある区域について、その周知、警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある区域については、一定の開発行為制限や、住宅移転を促進するなど土砂災害防止対策を推進する。

第２　山地災害予防

１　山地災害危険地区（地すべり危険地区を除く。）は、資料編２-17-１山地災害危険地区一覧表のとおりであり、このうち、治山事業の採択基準に合う箇所については、県と連携し、対策工事を推進するものとする。

〔資料編　２－１７－１　山地災害危険地区一覧表〕

２　山地災害危険地区の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民に配布する。

第３　土砂災害防止対策の推進

１　県及び町は、危険箇所に関する情報を地域住民に提供し、適切な土地利用及び日頃の防災活動、降雨時の対応等について周知を図る。

２　県は、土砂災害計画区域及び特別警戒区域指定等のための基礎調査を行い、町長の意見を聞き、その区域を指定する。

３　町は、県による土砂災害警戒区域等の指定があったときは、町地域防災計画に当該計画区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報及び土砂災害警戒情報の伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制について定める。

４　県及び町は、土砂災害から住民の生命、身体を守るため、土砂災害特別警戒区域において一定の開発行為の制限、建築物の構造の制限に関する所要の措置等を実施する。

５　県及び町は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。

また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間、市町村において地域防災計画や避難情報発令等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

６　土砂災害警戒区域は、資料編２-17-２土砂災害警戒区域一覧表のとおり。

〔資料編　２－１７－２　土砂災害警戒区域一覧表〕

第４　土砂災害警戒情報の発表

１　目的及び発表機関

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台から共同で発表される。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に

相当。

２　発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位として県内の全ての市町村を対象とする。

３　発表・解除基準

(1)　発表基準

大雨警報（土砂災害）が発表中に、気象庁が作成する降雨予測に基づく値が１㎞メッシュごとの監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と盛岡気象台が協議の上、そのメッシュを含む市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。また、地震等により地盤が脆弱になっている可能性が高くなり、土砂災害の危険性が現状よりも高いと考えられる場合は、発表基準を引き下げる。

(2)　解除基準

解除基準は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときに解除する。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合には、県と盛岡地方気象台が協議の上で基準を下回っても解除しない場合がある。

４　利用にあたっての留意点

(1)　避難指示の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の渓流・斜面の状況や気象状況、県の補足情報（土砂災害警戒情報システムの危険度を示す指標）等も合わせて総合的に判断する。

(2)　土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対策が必要な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対策が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害はそれぞれの傾斜における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することまではできない。

また、技術的に予測が困難である傾斜の深層崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。

(3)　土砂災害警戒情報の対象とする土砂災害は、表層崩壊等による土砂災害のうち大雨による土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害等については発表対象とするものではないことに留意する。

(4)　土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合は、警戒レベル５緊急安全確保の発令を検討すること。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険分布）において「災害切迫（黒）」（実況で大雨特別警報（土砂災害）の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル５緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル５緊急安全確保を発令する。

５　情報の伝達体制

(1)　県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 27 条（土砂災害警戒情報の提供）の規定により、市町村に伝達し、あわせて一般住民に周知する。

(2)　気象台は、気象業務法第 15 条により大雨警報を県に伝達することが義務付けられている。土砂災害警戒情報は大雨警報を解説する気象情報の１つとして関係機関に伝達し、伝達系統は大雨警報と同様の経路で行う。

６　避難指示等のための情報提供

町は、補足情報として危険度を表示した地図情報や危険度の時間変化を知らせる参考情報を総合防災情報ネットワークで提供を受け、住民に提供する。

（土砂災害危険度情報）

危険度	表示	状　　況
災害切迫 【警戒レベル５相当】	黒	大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準に実況で到達
危険 【警戒レベル４相当】	紫	２時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 （避難指示の判断が必要な状況）
警戒 【警戒レベル３相当】	赤	２時間先までに警報基準に到達すると予想 （「高齢者等避難」開始の検討が必要な状況）
注意 【警戒レベル２相当】	黄	２時間先までに注意報基準に到達すると予想
今後の情報等に注意	白	－

第５　土砂災害発生時における情報収集及び報告系統

町は、地すべり、土石流、がけ崩れ、雪崩が発生した際には被害状況の早期把握に努め、別添各災害報告様式により報告系統のとおり報告する。

（土砂災害発生時における報告系統）

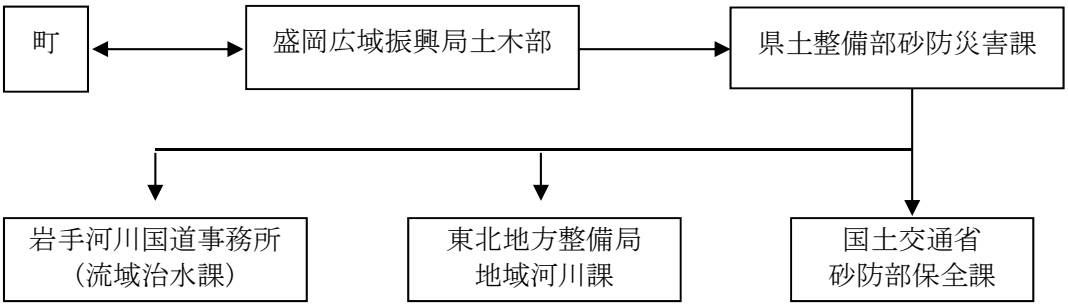

第１８節　火災予防計画

第１　基本方針

１　火災の発生を防止及び地震発生時における同時多発的な火災の発生を防止し、又は延焼の拡大を防止するため、防火思想の普及を図るとともに、出火防止対策等の推進及び初期消火の徹底等を図る。

２　消防力の充実強化を図るため、消防施設の整備等を推進する。

第２　出火防止、初期消火体制の確立

１　火災予防の徹底

(1)　町及び消防機関等は、出火防止等を重点とした講演会、講習会、座談会等の実施、ポスター、パンフレット等の印刷物の配布、その他火災予防週間中などにおける車両等による広報を実施し、火災予防の徹底を図る。

(2)　町及び消防機関等は、出火防止又は火災の延焼拡大の防止を図るため、地域住民に対し、初期消火に必要な消火資機材、住宅用火災警報器、消防用設備等の設置及びこれら器具等の取扱い方について指導の徹底及び普及啓発を図る。

対　象	指　導　内　容
一般家庭	ア　すべての住民が参加できるよう全区域を対象に防災指導等を行い、火災や地震の恐ろしさ、出火防止、初期消火の重要性等について、知識の普及を図る。 イ　火災予防週間等には、重点的に各家庭の巡回指導を実施し、出火防止に関する適切な指導を行う。 (ｱ)　火気使用設備の取扱方法 (ｲ)　消火器の設置及び取扱方法 (ｳ)　住宅用火災警報器の設置及び取扱方法 ウ　寝たきりの高齢者、独居の高齢者等に対しては、家庭訪問を行い、出火防止及び避難方法等について、詳細な指導を行う。
職　　場	予防査察、火災予防運動、防火管理者講習会、防災指導等の機会をとらえ、関係者に対する防火思想の普及を図る。 ア　災害発生時における応急措置要領の作成 イ　消防用設備等の維持管理及び取扱方法の徹底 ウ　避難・誘導体制の確立 エ　終業後における火気点検の励行 オ　自衛消防隊の育成

２　地域ぐるみの防火防災訓練及び民間防火組織の育成

町は、火災発生時において、消防機関の活動とともに、地域住民が自主的に初期消火活動等を行えるよう、防火防災訓練の実施や民間防火組織の育成に努める。

(1)　防火防災訓練の実施

防災関係機関の訓練と併せ、住民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火等に関する知識、技術の普及を図る。

(2)　民間防火組織の育成

ア　消防協力隊の育成

家庭における防火思想の普及を図るため、婦人を対象とした組織の育成を継続する。

イ　幼年少年消防クラブの育成

幼年少年期から火災予防思想の普及を図るため、園児、小中学生を対象とした消防クラブの結成及び育成に努める。

３　予防査察の強化

(1)　消防機関は、防火対象物の予防査察を年間計画等により、定期的に実施する。

(2)　火災発生時において人命に危険があると認められる防火対象物については、定期査察のほか、随時に特別査察を行う。

４　防火対象物の防火管理体制の推進

多数の者が出入する防火対象物については、次の事項を指導し，当該対象物の防火管理体制の推進を図る。

(1)　防火管理者の選任

(2)　消防計画の作成

(3)　消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施

(4)　消防用設備等の点検整備

(5)　火気の使用又は取扱い方法

(6)　消防用設備等の設置

５　危険物等の保安確保指導

(1)　石油類

ア　危険物による災害を未然に防止するため、必要に応じて危険物施設の立入検査を実施し、当該施設の位置、構造、設備及び管理の状況が法令に定める技術上の基準に適合し、安全に維持管理するよう指導する。

イ　危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、定期的な点検を励行させ、災害発生の防止に努めるよう指導する。

(2)　化学薬品

病院、学校等が保有している化学薬品について、転倒落下の衝撃及び他の薬品との混合に伴う発火発熱を防止するため、適切な貯蔵、保管場所の不燃化等について指導する。

第３　消防力の充実強化

大火災等に対処するため、消防力の充実強化を図る。

１　総合的な消防計画の策定

消火活動に万全を期するため、次の事項を掲げた総合的な消防計画を策定する。

災害警防計画	消防機関が、適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準等を定める。
火災警防計画	火災が発生し又は発生するおそれがある場合における消防団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等を定める。
危険区域の火災防御計画	木造建築物の密集地域及び消防水利の不備等により火災が発生すれば拡大が予想される地域について定める。
特殊建築物等の防御計画	建物の構造、業態又は規模が、火災の対象事項のいずれから判断しても延焼拡大し、人命救助の必要がある特殊建築物について定める。
危険物の防御計画	爆発、引火、発火、その他火災の防御活動上危険な物品を貯蔵する建物、場所等について定める。
ガス事故対策計画	ガス漏洩事故、ガス爆発事故等に際し、消防機関をはじめ防災関係機関相互の協力のもとに、被害の軽減を図るための対策について定める。

２　消防施設等の整備強化

(1)　消防車両の整備

ア　特殊車両等の増強

建築物の高層化に伴う火災に対応するため、はしご車等の整備について検討する。

イ　可搬式小型動力ポンプの整備

災害時の道路損壊等による交通障害下において、同時多発火災に対処できるよう、消防署に小型動力ポンプの整備を図る。

ウ　救助用資機材の整備

人命救助を行うために必要な資機材の整備充実を図る。

(2)　消防水利の確保

消火栓、防火水槽の整備、河川水等自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

(3)　ヘリコプターの離着陸場の確保

ヘリコプターによる空中消火活動を実施するため、ヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所の確保及び適正な配置に努める。

〔資料編　２－１８－１　消防力一覧表〕
〔資料編　２－１８－２　消防相互応援協定〕
〔資料編　２－１８－３　消防相互応援に関する協定〕

第１９節　林野火災予防計画

第１　基本方針

林野火災の発生を防止するため、林野火災の予防思想の高揚を図るとともに、林野火災出火防止対策を推進する。

第２　林野火災防止対策の推進

１　林野火災の防止体制

町は、各関係機関及び団体との連絡調整を行うとともに、具体的実施事項について協議し、地域の実情に即した林野火災防止対策の推進を図る。

〔資料編　２－１９－１　紫波町火入条例〕
〔資料編　２－１９－２　紫波町火入規則〕

２　林野火災予防思想の普及、徹底

(1)　山火事防止運動月間を中心に、次に掲げる事項を重点として予防運動を実施する。

ア　枯れ葉等のある危険な場所でのたき火の禁止
イ　強風時及び乾燥時のたき火及び火入れの禁止
ウ　たき火及びたばこの完全消火
エ　車からのたばこの投げ捨て禁止
オ　火入れ許可の遵守
カ　子ども会行事等を通じた防火指導

(2)　ハイカー等の一般入山者、森林所有者、作業従事者、地域住民及び小中学生等に対して、

次により広報活動等を実施する。

ア　横断幕、ポスター等の掲示
イ　広報紙等に掲載
ウ　広報車などによる巡回広報
エ　子ども会行事等を通じた防火指導

３　予防及び初期消火体制の整備

防災関係機関等は、背負式消火水のう、軽可搬ポンプ等の初期消火資機材の整備を図る。

４　組織の強化

(1)　地域の実情に即した予防対策を行うため、初期消火を中心とした消防訓練等を実施するなど、林業関係者、消防関係者等の緊密な連携を図る。

(2)　地域住民、森林所有者等による林野火災予防組織の育成に努めるとともに、これらの組織が自主的に予防活動を行うよう指導する。

５　各防災関係機関別の実施事項

機　　関	実　　施　　事　　項
町	(1)　林野火災防止に関する打合せ会の開催 (2)　県の広報活動に対する協力、町広報活動及び防火思想の周知徹底 (3)　林野火災予防組織の育成強化 (4)　火災警報等の迅速な伝達及びたき火、喫煙等の規制措置の周知徹底 (5)　火災警報発令時の巡視強化 (6)　初期消火資機材の整備 (7)　火入れに関する条例の住民への周知徹底
消防機関	(1)　火災警報等の警報伝達及び巡視警戒 (2)　たき火及び火入れの把握と現場監督者等の指導
盛岡地方気象台	暴風警報・強風注意報・乾燥注意報・火災気象通報等気象情報の発表及び迅速な伝達と周知徹底
盛岡森林管理署	(1)　暴風警報・強風注意報・乾燥注意報発令時のたき火、喫煙等に対する出火防止広報資材の配備 (2)　職員によるパトロールの実施 (3)　防火線、防火林及び防火用施設の設置並びに資機材の整備 (4)　林野火災発生時の応急対策のための組織体制の整備
林業団体等	(1)　火入れの許可・指導事項の遵守 (2)　強風注意報・乾燥注意報発令時における出火防止の周知徹底 (3)　林内作業員等に対する林野火災防止に関する趣旨の周知徹底 (4)　一般入山者に対する防火思想の普及啓発 (5)　林内作業中の喫煙、たき火等の完全消火の励行 (6)　作業小屋の厳正な火気管理及び消火器具の設置 (7)　作業小屋周辺の防火帯の設置 (8)　火災警報等の情報をキャッチするための携帯ラジオの携行
農業関係機関	(1)　火入れの許可・指示事項の遵守 (2)　火災警報発令時における火気厳禁の周知徹底 (3)　広報車等を利用した、農家に対する防災意識の啓発
その他の機関等	(1)　関係職員等に対する防火思想の普及啓発 (2)　林野火災防止対策における関係機関及び団体への協力

第２０節　農業災害予防計画

第１　基本方針

農作物及び畜産物等の気象被害を最小限に防止するため、気象の季節予報及び注意報等の迅速な伝達を図るとともに、作付当初から安定技術の普及を進める。

第２　予防対策

１　予防対策

気象災害を最小限に防止することに重点をおき、次の対策を実施する。

冷害防止対策	(1)　耐冷性品種の普及 (2)　地域の気象条件に合ったきめ細かな品種配置及び作期策定の適正化 (3)　育苗技術、適正な水管理等の指導の徹底 (4)　季節予報の伝達の徹底
凍霜害防止対策	(1)　低温注意報、霜注意報等の早期伝達 (2)　樹園地における燃料の燃焼、防霜ファンの活用、散水の準備と励行 (3)　施設園芸における保温対策の励行
水・雨害防止対策	(1)　水稲の品質向上及び麦の穂発芽対策のための乾燥施設の利用 (2)　長雨、過湿により発生しやすい黄化萎縮病、白葉枯病、疫病等の防除及び家畜の伝染病の予防 (3)　ほ場の排水対策実施を指導
干害防止対策	(1)　水源(ダム、水利施設)の確保 (2)　常襲地帯における井戸、揚水機等の整備 (3)　畑地かんがい施設（スプリンクラー等）の整備
風害防止対策	(1)　防風林及び防風網の設置 (2)　耕土の風食防止のための等高線栽培、ベルト栽培等の実施 (3)　樹園地における枝折れ防止対策(支柱の準備等) (4)　落果防止のための薬剤散布
雪害防止対策	(1)　麦等の雪ぐされ防除のための薬剤散布(積雪前) (2)　消雪の促進 (3)　飼料等の輸送路の確保 (4)　樹園地における枝折れ防止(支柱、樹上除雪、埋雪枝の引き起こし等) (5)　牧草の雪害防止のため、秋まき牧草の適期播種の励行 (6)　施設園芸等ハウスの倒伏防止のための補強及び除雪の励行
病害虫発生予防	県病害虫防除所からの病害虫発生予察情報の早期伝達

２　異常気象等対策

突発的な異常気象に対しては、その種類に応じた災害防止対策を講じる。

(1)　生鮮食品の輸送力の確保
(2)　異常気象による病害虫の発生に備えた防除施設及び設備の整備
(3)　災害常襲地帯への生産安定対策の指導
(4)　被害程度に応じた代作、種苗確保及び対応技術の指導
(5)　家畜の飼料確保、栄養保持及び家畜伝染病の発生防止

第２１節　防災ボランティア育成計画

第１　基本方針

町は、紫波町社会福祉協議会、その他防災ボランティア活動推進機関と相互に連携し、災害時にボランティアが被災者のニーズに応えて円滑に活動できるよう、防災ボランティア活動の啓発、リーダー等の養成、受入体制の支援に努める。

第２　実施機関等

１　実施機関

実　施　機　関	担　　当　　業　　務
町	(1)　防災ボランティア活動の啓発 (2)　防災ボランティアの受入体制の支援
紫波町社会福祉協議会	(1)　防災ボランティア活動の啓発 (2)　防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成 (3)　防災ボランティアの受入体制の整備

２　町本部の担当

部	課	担当業務
企画総務部	消防防災課	自主防災組織等が行う活動内容の調整、協議
生活部	健康福祉課	防災ボランティアに係る紫波町社会福祉協議会等との連携及び支援

第３　実施要領

１　防災ボランティア・リーダー等の養成

(1)　町は、紫波町社会福祉協議会にボランティア活動の啓発を支援する。

(2)　紫波町社会福祉協議会は、日本赤十字社岩手県支部紫波町分区と連携して、防災ボランティアの入門講座、防災ボランティアのリーダー及びコーディネーターの養成講座などの養成研修を受講者の地域割に考慮して行う。

(3)　町は、紫波町社会福祉協議会を通じて研修終了者に対し、適宜、次の情報の提供を行う。

ア　地域事情に関すること。
イ　要配慮者の状況
ウ　要配慮者に対する心構え
エ　避難所の状況
オ　行政機関、関係団体等との連絡調整の方法等

２　防災ボランティアの登録

(1)　紫波町社会福祉協議会及び日本赤十字社岩手県支部紫波町分区は、あらかじめ、災害時において防災ボランティア活動に参加する意志を持つ個人及び団体の登録を行う。

(2)　防災ボランティア登録は、経験、専門知識、技術の有無及び活動地域等の別に行う。

３　防災ボランティア受入体制の整備

(1)　町は、日本赤十字社岩手県支部、日本赤十字社岩手県支部紫波町分区、岩手県社会福祉協議会及び紫波町社会福祉協議会その他の団体等とともに、防災ボランティアを円滑に受け入れるための体制の構築に努める。

(2)　町は、想定する被災状況に応じ、次の事項をあらかじめ定め、防災ボランティアの受入体制を支援する。

ア　受入担当課	イ　提供する情報	ウ　提供する装備、資機材
エ　活動拠点	オ　連絡調整の方法	カ　宿泊する施設
キ　その他必要な事項		

(3)　町は、紫波町社会福祉協議会等と連携し、災害応急対策活動中に死亡、負傷もしくは疾病にかかり、又は、障がいの状態となったものに補償を行う「ボランティア保険（災害特約付)」への加入について配慮する。

4　関係団体等の協力

町は、あらかじめ、次の団体等と災害時における防災活動への協力方法等について協議する。

(1)　女性団体	(2)　自主防災組織	(3)　自治公民館等
(4)　青年団	(5)　その他必要と思われる団体	

第２２節　事業継続対策計画

第１　基本方針

１　企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組合せによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、自ら防災体制の整備や防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努めるなど防災力向上を図る。

２　町は、企業等の防災力向上及び事業継続計画(BCP)(※)策定の促進に努める。

※　事業継続計画(BCP：Business Continuity Plan)とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

３　町は、災害時に重要業務を継続するため、業務継続計画を策定するよう努める。

４　町は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

５ 町は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第２　事業継続計画の策定

１　企業等は、各企業等において災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（BCP）を策定するように努める。

２　町及び関係団体は、各企業等における事業継続計画(BCP)の策定に資する情報提供等を進める。

３　町は、災害時に重要業務を継続するため、庁舎の耐震化、行政情報データのバックアップその他の業務の継続に必要な事項を内容とする業務継続計画を策定するよう努める。

４　策定する場合は、次の事項を考慮し、事業の早期継続に努める。

ア　災害時において優先して実施すべき業務
イ　首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
ウ　本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎
エ　電気、水、食料等の獲得に関する事項
オ　通信手段の確保に関する事項

〔企業の事業復旧に対する BCP 導入効果のイメージ〕

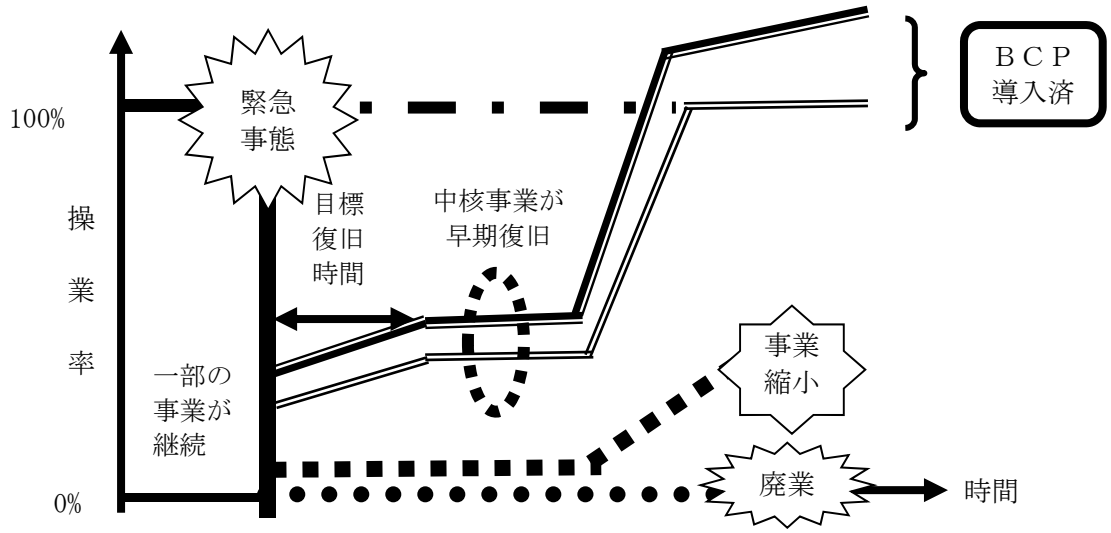

第３　企業等の防災活動の推進

１　企業等は、町との協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害の復旧計画策定、各計画の点検・見直しの実施等防災活動の推進に努める。

２　町は、地域コミュニティの一員である企業の防災力向上を促進するため、次の事項に取り組む。

(1)　企業等の職員の防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により企業の防災力向上を促進する。

(2)　地域の防災訓練等への積極的参加を企業等に呼びかけ、防災に関する情報提供やアドバイスを行う。